

ISSN 0286-5831

國 學 院 大 學

博物館學紀要

第 19 輯



1994

國學院大學博物館学研究室

國學院大學

博物館學紀要

1994年度 第19輯

目 次

卷 頭 言.....	加 藤 有 次
郷土教育の変遷II 一昭和初期の郷土教育と博物館一	内 川 隆 志..... 1
タイの博物館.....	小 林 青 樹..... 11
現代博物館再考	青 木 豊..... 27
社会教育関係在職院友名簿.....	45
博物館学講座要綱	86
樋口博士記念賞受賞者	89

卷頭言

加藤有次

博物館学という言葉や文字がわが国で使われはじめたのは、1950年棚橋源太郎先生の「博物館学綱要」（理想社）が刊行されてからである。

1956年大学を卒業した筆者は、翌年國學院大學において学芸員資格取得のための博物館学講座が開講されたので、逸早くお願ひをして特別聴講生として受講をする機会を得た。その当時「博物館学概論」の講義は、文部省社会教育課で博物館法制定にあたり尽力された院友の川崎繁先生がご担任された。次第に講義が深まるにつれて興味が増長し、お蔭様で学芸員資格を取得した。その後樋口清之先生から博物館学を推進してみてはどうかというお言葉を頂戴して一時は躊躇したが、講義の中で博物館学の社会的存在価値を学んだことから、次第に興味と感心が高まり、いよいよ決断して考古学の専攻から未知なる世界の専攻へ転換することとなった。人からは博物館学は科学として成り立たないと説諭もされた。しかし、はじめた限りはやらねばならないという信念のみではあったが、ただ試行錯誤の連続で、未熟な論考を重ねるだけであった。

博物館学の専門書は、棚橋先生の「博物館学綱要」に次いで、1956年日本博物館協会で編纂した『博物館学入門』（理想社）が2番目の出版物であったが絶版となり、その後暫くの間博物館学を勉強する者にとって参考書すらなかった。そんな時に富士川金二先生は、東京国立博物館の退官後に大学で博物館学の講義を担当されていたが、学生のための教科書がないから博物館学の本を刊行しようと試みられた。その時先生はどうしたことか若輩の私に共著で執筆しようというお誘いをかけてこられた。大変名誉なことであったが、筆者の未熟さの余りお断りをした。すると先生は、独自で執筆されて1968年にわが国で3番目の「博物館学」（成文堂）を上梓された。

筆者は、その後も暫くの間、思考模索をした上で漸く決意を固めて、今までに書き重ねたものを繕めることとし、4番目の書として1977年、拙著「博物館学序論」（雄山閣出版）を上梓することができた。敢えて序論としたのは、博物館学そのものはまだ大成されたものでもなく、また筆者の未熟さも手伝ってそうしたのである。

引き続いては、筆者と共に博物館学研究会を細々と主宰してきた大先輩であり同学友の倉田公裕先生（前明治大学教授）が、1979年「博物館学」（東京堂出版）を刊行して、今日に至るまで博物館学関係の多くの出版物をみるとことになった。倉田先生の著書は、博物館学の理論として哲学的方法論を開拓し、論理大成の基盤を築かれた倉田学としての名著といえるが、その他の中にはただの現代博物館論としての単行本や一覧点からみた各論的な単行本が多い。しかしこうして博物館学の研究活動も半世紀を迎えようとしている今日、各種の論文発表も多くなった。それには1973年に國學院大學で結成された「全日本博物館学会」の存在も意義あることで

ある。今まで着々と実績をあげてきたからこそである。

恰も学会設立の頃から雄山閣出版の芳賀編集長から「博物館学講座」の執筆編纂のご依頼を賜わっていた。これこそ学としての大成を目指して是非とも実現したいと念願した。大勢の方々を煩わし、1978年～1981年の4ヶ年にわたって、「博物館学講座」全10巻（共編著・雄山閣出版）の刊行をみることができた。さらに1990年には、「博物館ハンドブック」（加藤有次・椎名仙卓共編著・雄山閣出版）の刊行ができて、全日本博物館学会奨励賞の受賞の栄を賜わった。

これも偏に博物館学を無から有を提示された棚橋源太郎先生及び学際的な立場で、考古学・生活文化論を媒体として博物館学を構築された樋口清之先生のお導きのお陰であり、深くその学恩に感謝する次第である。

今後は、益々多くの学友と共に博物館学の研鑽を積み、来る21世紀にかけて博物館学の熟成期の樹立を祈念するのみである。

(本学文学部教授)



博物館実地見学・北九州地方 吉野ヶ里遺跡にて

郷土教育の変遷II

—昭和初期の郷土教育と博物館—

The Changes of Local Education II

内川 隆志
Takashi UCHIKAWA

1. はじめに

2. 郷土教育の受容と展開

郷土教育連盟の設立と郷土教育の流行

3. 郷土教育施設と郷土博物館

(1) 郷土教育施設設立の動向

(2) 「郷土博物館」の上梓

4. おわりに

1. はじめに

先に筆者は、明治時代以降、直觀主義教育として主に地理科において取り入れられてきた郷土教育について昭和初年に至るまでの変容を通史的に論じた。^(註1)

明治から昭和に至る郷土教育の変容過程、さらには昭和初年の郷土教育に関しては教育学の分野において多くの研究がなされており詳細は委ねるが、本稿ではこの郷土教育という一時の大流が郷土室や郷土博物館といった多くの博物館施設を日本各地に副産物として生み、当時展開された理念や内容が現在においてもなお刷り込みとして温存している現状を博物館学的視点から見直すことを意図している。そして、最終的には郷土教育の理論によって生まれた博物館施設の在り方を通して現代社会における地域博物館の再考を目的とするものである。

今回は、特に大正時代の末期から昭和初期にかけて教育界を席巻した郷土教育の諸潮流をさらに詳しく紹介し、その教育実践の場として著しい発展をみせた郷土室、郷土博物館施設について検討するものである。

2. 郷土教育の受容と展開

郷土教育は、明治10年代にドイツ教育界の影響下において取り入れられ、小学校低学年における教授の直觀化の手掛りとして郷土学習としての郷土教育論に端を発する。そして明治24年（1891）の「小学校教則大綱」において地理、理科、歴史科の直觀主義教育の具体的教授法を示し、明治30年代に入ると直觀化の段階からさらに発展し、上記三教科への準備教科として郷土科設置の主張が強くなり、明治34年（1901）東京高等師範学校附属小学校においてはじめて観察科が設置された。

明治30年代の後半には、増沢長吉・桂信二郎の『郷土科教授指針』^(註2)の刊行を皮切りに、柳橋源太郎、佐々木吉三郎らの著書が次々と出版され、後の郷土教育隆盛への地盤が固められた。

明治40年（1907）、小学校令の改正によって義務教育の年限が6年に延長されたことを契機に、これまでの画一的教育の打破を掲げる郷土教育の主張がさらに強まったのであるが、これらの主張の多くは、ドイツのハイマート・クンデを取り入れた愛郷心の滋養から愛国心へといった全體主義への啓蒙をねらった展開

郷土教育の変遷II

であった。

大正時代に入ると郷土教育は単なる愛郷心・愛国心育成の方便、教育手段としての内容に留まらず、小学校の学習指導や教科編成全体を見直し、教育過程の全体構造を提示する意味での郷土教育を主張する動きが芽生えた。この主張の中心的指導者が、新渡部稻造を中心とした「郷土会」の中心メンバーでもあった牧口常三郎で、大正元年（1912）刊行の著書『教授の統合中心としての郷土科研究』が当時の郷土教育のバイブルであった。このような情勢下にあって郷土科設置の気運はますます高揚し、各府県の師範学校附属小学校も郷土科を試行するようになり、地理、歴史研究はもとより郷土誌の編纂も師範学校の教員を中心に進められたのである。

昭和初年には、世界恐慌による国民生活の貧窮化が進み、殊に農村部を中心とした生活不安を開拓する方策としての生活綴方教室、生活教育運動と相俟って農村教育の再構築を目指す旗手として郷土教育運動が一段と盛り上がりをみせるのである。かくて昭和2年（1927）には文部省普通学務局が実施した「郷土教育に関する調査」や昭和5年（1930）には窮屈する政府の財政事情にもかかわらず、全国の師範学校に郷土研究施設費総額11万円を交付、さらには師範学校規程第14条の地理教授要旨に郷土研究の内容を加えて公布したり、郷土教育講習会開催を呼びかけるなど国家的事業として郷土教育の奨励に乗り出したのである。このように文部省の振興策が打ち出される一方で、郷土の科学的認識を軸に「新郷土教育論」を唱える郷土教育連盟を中心とした教育実践が新たに展開する。

郷土教育連盟の設立と郷土教育の流行

郷土教育連盟は、刀江書院社主、尾高豊作の資金の後立てによって、文部省嘱託であつた地理学者小田内通敏を中心に昭和5年11月（1930）に設立し、雑誌『郷土』（昭和6年4

月まで）、『郷土科学』（昭和7年3月まで）、『郷土教育』（昭和9年5月まで）を刊行した。この一連の雑誌は郷土教育を実践する全国の教師の教育成果や問題点を発表する場であり、3年6ヶ月に亘る郷土教育連盟の中心的存在であった。小高、小田内は郷土教育についていち早く主張した牧口常三郎と「郷土会」において関係をもっており、郷土教育連盟の郷土観に少なからざる影響を与えたものと考えられる。

郷土教育連盟の郷土教育観は「現代の日本、それは都会と農村とを問はず極度の行き詰まりに瀕しております。内に経済生活の逼迫や教育政策の固定に悩み、外に世界文化の秋凋を顧みると、我々国民は特に思想的に生活的に、一大方向転換を割さねばならぬ重大な時期に際会して居ります。然らば、広く世界人類文化の趨勢に照らし、我が国の現在と将来とを見通す可き革新的な自覚を振起する學問並に教育的方法は何であるか。それは只々一刻も早く我々自らが、日本國土の偽らざる姿、云い換へれば日本民族が三千年來国民的生活を営んで居るこの地理的環境の向かって正しき認識を体得するより他に急務はありません」（『郷土』創刊号1930年11月）と宣言したように、客観的実在対象としての郷土を強く認識したものであった。特に農村を中心とした郷土の科学的分析をもとにした総合的な郷土教育を主張し、偏狭的な郷土愛・國家愛の育成にのみ終始するものではなく、牧口の指向した生活や科学をふまえた理想郷としての郷土観に通じる理念を根底では踏襲するものであった。

当時の郷土教育の諸潮流については、昭和7年（1932）海後宗臣、飯田晁三、伏見猛彌によって類型されており、その概略を示しておく。

①客観的主知的郷土教育論

（客観的、実質的郷土を児童の認識対象とする郷土教育論）

郷土教育の変遷II

この主張の実践論者は鳥取県上灘小学校校長峯地光重、滋賀県島小学校校長神田次郎、宮城県北村小学校校長斎藤莊次郎、大日本連合青年団郷土資料陳列所大西伍一等である。峯地の唱える郷土教育の基本は農村部を基盤とした地域の客観的調査である。郷土教育の理念は①郷土を総合的全体的に觀ること②常態的の郷土を対象とすること③文明批評的精神で郷土を見ること④郷土を科学的経済的立場から見ることとし、具体的研究内容として、①郷土の地理学的研究②郷土の史学的研究③郷土の民俗学的研究④郷土の農村社会学的研究⑤郷土の自然科学研究を掲げ、これらの調査を基盤とした郷土室の建設、郷土読本の編纂、各科教授における郷土の取り扱いを論じている。

神田の唱える郷土教育の理念は、郷土教育はもとより単なる狭い郷土に立てこもり偉人や古墳を教え、お題目のような郷土愛を奨励するものではなく、自己の生活環境たる郷土を正しく認識させるために教師と児童が一体となって地方の実態を科学的に研究することによって全国一律の各教科を郷土化する一方で郷土読本を編纂し、郷土資料室を經營することが必要であるとし、斎藤は、郷土の自然を理解することを出発点として郷土の先人、地方文化の理解、経済産業の現状を充分に理解させ、愛郷心ひいては愛国心を喚起するものとした。このように客観的主知的郷土教育論は、実質的に彼等の郷土教育論の向かはるべき焦点は、常に一農村であり、学校を中心とする一定地域である。自己の農村を正しく児童に認識させ、その農村の振興発展を図らんとするのが彼等の共通の意図であり教育の地方化を主張する農村教育であるとした論理展開である。

②客観的主情的郷土教育論

(客観的実質的な郷土を児童の情操の対象とし、児童に郷土意識ないしは郷土愛を覚醒させんとする郷土教育論)

①に順じる客観的な郷土分析とともに主情的すなわち学習の根本的なねらいとして郷土意識、郷土愛意識の覺醒を主眼とするものである。この郷土教育論を実践した愛知県第一師範学校附属小学校主事真野常雄は「郷土教育を目的原理の上に立って眺めると、それは必ずよりよき郷土にまでの教育なりと考えることができる。よりよき郷土にまでの教育とは郷土文化創造、郷土産業の開発等に向かっての根強き郷土意識培を教育貧弱の課題とするものである。即ち今日の郷土に立脚して明日の郷土建設への郷土愛の覺醒を直接の目的とするのである。^{〔17〕}」

三重女子師範学校附属小学校主事中村勇吉は郷土教育の徹底を期するための着眼点として①郷土愛の育成②郷土文化の創造③祖国愛^{〔18〕}の滋養を主張した。

彼等の主張は、明治末年からの郷土愛から国家愛へという全体主義への階梯を示したものであり、満州事変以来さらに興まりつつある軍国主義化への時代的趨勢から多くの知識人や一般にも支持されたものである。そしてそれが郷土教育がまさに右旋回してゆく論理そのものとして認識され、今日においても当時の郷土教育すべてがファシズムの傘下における最前線の洗脳教育とみなされる結果を招いたのである。

③主観的郷土教育論

(主観的体験的な郷土を発展拡充する意味での郷土教育論)

郷土の客観的認識は目的としてではなく、児童の自己観察や自己経験の場としての郷土という位置付けをなすものであるとする郷土教育論で、主知主義教育に反対する立場をとる。実践論者は奈良女子高等師範附属小学校主事木下竹次、東京女子高等師範附属小学校主事北澤種一、奈良女子高等師範学校教授小川正行等であった。

木下は「現今に於いて郷土教育尊重の声の高いのは主知主義教育の行き詰まりを開けせ

郷土教育の変遷II

人が為である。郷土教育或は郷土科が郷土に関する知識を与える教育と考えるのはまちがっている。^(註9)とし、北澤は、眞の教育は児童の自己観察、自己経験の総体を郷土と名付けることによって教育は郷土に立脚すべきことを主張するなど、郷土=体験世界・精神化された自然の一部であるという価値感情を核とした論理を展開した。

このように、郷土教育は大きく三つの流れに類別され、それぞれ各学校において具体的に実践されたのである。坂井俊樹は、これらの立場において実践された教育内容を比較して論じており、その中で①②の立場を示す愛知第一師範学校附属小学校、③の事例として川崎市田島小学校の事例をあげ比較している。愛知第一附属小の場合、郷土全体にかかる題材が広く特に低学年から一貫して郷土の文化財、人物、生活、生産等に重点を置いた教育がなされ、一方、田島小では低学年では郷土の文化財や季節の行事、地域に自然などに集中するが、高学年になるといたがい政治、福祉、生産といった公民学習や生産に関する学習に移行する。坂井の指摘によれば文化教育学の立場から価値意識の体験過程として郷土を位置付けているため題材も乏しく日常に則した生活学習の少ない統制的な郷土観が認められる^(註12)といふ。

基本的な3類型による郷土教育実践は、昭和6・7年頃になると恐らく500校に近い学校において実践され、その実践の成果や問題点、展望は郷土教育連盟の機関誌「郷土」、「郷土科学」、「郷土教育」誌上において活発に論議されたのである。そこには、もはや曖昧とした郷土教育の姿ではなく、それぞれの実践理念に則した教科ごとの郷土化の方法や郷土科特設による学習の実施、それを補う郷土調査、郷土研究、郷土読本の編集、郷土室の経営等詳細に至る内容が盛込まれた農村を中心とした郷土教育実践の姿があった。

しかし、真摯な郷土の科学的分析を通して

郷土教育も刻一刻と迫りくる軍国主義の足音と共に、しだいに愛国心を強調せんがための右旋回^(註13)の論調が目立って唱えられるようになる。このような事態を危惧した連盟はいくつかの反論を打ち出しているが、なかでも「郷土教育」21号に掲載された「郷土教育はファッショ化する?」^(註14)という一文は連盟の危機感をもっともよく表したものである。このように隆盛をみせた郷土教育連盟の活動も満州事変以来のさらなる軍国主義化の波と格闘しながら連盟設立頭初の論陣を張ったが、ついには愛国心養成の手段として国家権力と結びついたかたちの郷土教育に淘汰されてゆくのである。

昭和初期の郷土教育を文部省の振興策、郷土教育連盟の活動を通してみてきたが、次に郷土教育によって多くの学校に設立された郷土室や当時の博物館界や図書館界の動向、さらには郷土教育流行の時世において、学校教育のみならず社会教育の立場からいちはやく郷土博物館論を提倡した棚橋源太郎の主張した「郷土博物館」について検討することとする。

3. 郷土教育施設と郷土博物館

(1) 郷土教育施設設立の動向

各師範学校の郷土室は、郷土教育流行の中にあって、特に文部省が昭和5年(1930)に郷土研究設備施設費として11万円、1県について1810円を交付し施設の充実と郷土資料の収集にあてたことによって急増した。郷土研究設備施設費の使用条件は、①郷土研究施設費は、郷土研究資料を収集する費用に充当すること。②前項の資料は、国語、歴史、地理、理科、実業等の学科目に亘りなるべく広き範囲より之を選択すること。③郷土研究施設費は研究資料購入又は政策の費用にあつる事、但し直接資料蒐集に要する旅費を支払するに差支へなきこと。④前項旅費の支出額は各師範学校につき郷土研究施設費として補助し

郷土教育の変遷II

理 化	教 育	美 術	家 事	博 物	地 理	研 究	通 信	旅 行	陳 列	設 備	郷 土 研 究	科 目	郷 土 研 究
											施 設 費		施 設 費
五〇、 〇〇〇	五〇、 〇〇〇	一〇〇、 〇〇〇	二〇三、 〇〇〇	三九七、 〇〇〇	六〇〇、 〇〇〇	一、四二〇、 〇〇〇	五〇、 〇〇〇	一〇〇、 〇〇〇	二四〇、 〇〇〇	三九〇、 〇〇〇	一、八一〇、 〇〇〇	金 額	郷 土 研 究 施 設 費 豫 算
											戸棚四個代		昭和五年度

第1表 宮崎県女子師範学校郷土研究施設費予算

たる金額の五分の一を超ゆる事を得ざること。
⑤その学校に現在不使用にかかる教室其の他適当の場所ある時は、なるべく之を郷土研究室として設備する事を望ましきも、郷土研究施設費は研究室を設くるための建設費に使用することを許さざること。
⑥郷土研究施設費は俸給手当賞与に使用し、又は郷土研究講習会等の費用に充つることを許さざること。としている。郷土研究設備施設費の具体的な活用状況を宮崎県女子師範学校を例に見ると郷土資料収集品目は、地理歴史、博物、家事裁縫、美術、教育、理科の順に重点を置いていることが理解できる。(第1表)

昭和6年(1931)の全国博物館大会において文部省は「本邦郷土博物館設置促進ノ最適ナル方策」を諮問し、その答申のなかの一つに「各市町村ニ於テ博物館設置ヲナシ得ザル場合ニハ、学校、図書館其ノ他ノ建物等ニ附設スルコト」をあげ道府県立の博物館の充実とその系列下に市町村立博物館の設置を奨励、これが不可能な場合には学校、図書館に附設するかたちで博物館の設置を奨励している。また、同大会においては「学校博物館施設獎

(付16)
「建議」が可決されるなど郷土教育の流行に沿うかたちで郷土教育施設の充実が図られている状況が把握できる。さらに、昭和10年(1935)には、新たに「郷土の総合的研究に基く郷土教育をなさしむるため費用を交付して郷土教育の振興を企画すると共に総合的郷土を施すことを奨励する」として一校について500円を交付している。

支給された文部省の施設費の用途は各学校に一任されたわけであるが、中には郷土室の充実に託け、度を過ぎた資料収集を行なった学校も存在した。このような状況を憂えた一文が『郷土教育』誌上に野中喬一によって掲載されている。野中は、文部省の配布した資金で骨董屋の言いなりに郷土資料と称した古文書や古書籍、刀剣、甲冑、得体の知れない古道具、石器、土器、人骨、獸骨、果ては瓦礫、木片に至るまで先を争って購入する状況について、施設費の用途を研究資料の購入あるいは製作のみと窮屈にした文部省に対する批判と鑑識眼のない教員が目的理念のないまま、ただやみくもに物集めをすることに対して厳しく批判しているのである。郷土教育施

郷土教育の変遷II

設立年	施設の名跡	教育・文化の情勢	内外の情勢
明治38年(1905) 明治43年(1910) 大正3年(1914) 大正4年(1915)	長野県松本市松本尋常小学校郷土室 愛知県第一師範学校附属小学校郷土室 長崎市豊山尋常高等小学校市民室 佐賀高等師範学校附属小学校教育博物館 北海道農業学校博物館 郡上宗一赤穂郷土博物館→駒ヶ根市立駒ヶ根博物館	学校令(1886) 教育勅語(1890) 東京高等師範学校附属小学校に觀察科設置(1901) 小学校令改正(1906) 小田内通義、秋田県及び東京府に対して「郷土思想の意義とその方法」等 「地理の研究と郷土博物館の設立」意見書を提出(1915)	日清戦争(1894~1895) 三國干涉 日露戦争(1904~1905) 第一次世界大戦勃発(1914)
大正6年(1917) 大正7年(1918) 大正9年(1920)	和歌山县串本町相模小学校移民館 妻町郷土館(宮崎県) 南有馬小学校郷土室(長崎県)	文部省第一回社会教育講習会開催(1920)	国際連盟発足(1920)
大正10年(1921) 大正12年(1923) 大正13年(1924)	津和野町郷土館 遠野町郷土館(岩手県) 笠懸村郷土館(群馬県)	文部省成人教育講習会開催(1923) 文部省普通学務局第四課を社会教育課に改称(1924)	関東大震災(1923)
大正14年(1925)	雄田共済会郷土博物館(香川県)		治安維持法・普通選挙法公布(1925)
昭和2年(1927)	郷土博物館(山形県)	文部省「郷土に関する調査実施」世界恐慌(1927)	
昭和3年(1928)	北村郷土博物館(宮城県) 郷土博物館(鳥取県) 御大典記念郷土博物館(鹿児島)	博物館事業促進会設立(1928)	天皇即位大礼(1928)
昭和4年(1929)	島守尋常小学校郷土資料室(滋賀県) 岡山県郷土館		
昭和5年(1930)	山形県師範学校郷土室 栗山小学校郷土室(神奈川県) 上市第二尋常小学校郷土室(茨城県) 茨城県師範学校郷土室 上市小学校郷土室(鳥取県) 米沢郷土館(山形県) 和歌山県師範学校附属小学校郷土室(和歌山県) 旭川師範学校郷土室 三重県女子師範学校附属小学校郷土室 富山県師範学校附属小学校地理郷土室 宮崎県教育会館内日向郷土室 小谷町郷土館(大阪府) 鶴見学区郷土室(神奈川県) 新潟県立直江津農商学校記念郷土館 岐阜県郷土館 奈良県師範学校郷土研究室 県立鳥取師範学院郷土室 中田尋常小学校郷土室(宮城県) 若松第一尋常高等小学校郷土室(福島県) 陶村小学校郷土室(香川県)	郷土教育連盟発足(1930) 文部省各師範学校に郷土研究設備整備交付(1930)	
昭和6年(1931)	他多数	博物館事業促進会を日本博物館協会と改称(1931) 東京帝国大学文学部「郷土施設に関する調査」(1931)	満州事変勃発(1931)
昭和7年(1932) 昭和8年(1933)	都田小学校郷土室(神奈川県) 香川県師範学校郷土館 森都町郷土館(山梨県) 高桑小学校郷土室(長野県) 間島郷土館(秋田県)	柳島義太郎「郷土博物館」上梓(1932) 文部省郷土教育講習会実施(1933) 第1回全国博物館巡回実施(1933)	満州国建国(1932)
昭和9年(1934)	大日本連合青年団郷土資料陳列所(東京) 新潟郷土博物館 東京市郷土資料陳列所→有楽町記念公園郷土資料仮陳列所(東京)		
昭和10年(1935)	基隆郷土館(台湾) 大埔市郷土博物館(島根県) 久松小学校郷土室(鳥取県) 旭川郷土考古館(北海道) 古東京郷土館(台湾) 沖縄郷土博物館	文部省郷土教育費一校につき500円を交付(1935)	
昭和11年(1936)	北見郷土館(北海道) 加治木町郷土館(鹿児島県)		2・26事件(1936)
昭和12年(1938)	新川郷土博物館(土屋郷土館)(栃木県)	教育審議会設置(1937)	日華事変(1937)
昭和13年(1939) 昭和15年(1940) 昭和16年(1941) 昭和18年(1943)	内田町郷土博物館(群馬県) 松山市郷土館(愛媛県) 吉森郡郷土博物館 静岡県立葵文庫郷土室		国家総動員法公布(1938) 太平洋戦争勃発(1941)

第2表 戰前までの主な郷土教育施設年表
(「日本博物館沿革要覽」1981
野間教育研究所編その他より作成)

郷土教育の変遷II

設としての郷土室を「古物倉庫」にしてはならないとし、郷土教育資料は、買い与えるものではなく児童が直接収集することに教育的意義を見出すという立場をとっている。

師範学校を中心に設立された郷土室についてはかつて、鳥取県上灘小学校郷土室、埼玉県師範学校郷土館について詳しく紹介した。上灘小学校の場合、設立の理念は教土室を教師と児童の合作とし、多額の費用をかけず、資料は文化史的配列によることとし、郷土教育資料として収集対象としているものは、上灘小学校の所在する倉吉町に関するもの全般に至り、衣食住、生産、教育、風俗、人物、郷土誌などをあげている。埼玉県師範学校郷土館は、郷土教育の目的を「正しい郷土認識と、誤らざる愛郷心の養成にある」として収集資料は、郷土地理、歴史、産業、美術工芸、動植物にまで及んでいる。このような郷土教育施設の具体的な状況は、長野県師範学校、茨城県師範学校、奈良県師範学校、宮城県師範学校をはじめ、昭和7年（1932）前後の『郷土教育』誌上に多く掲載されており、その概要が把握できる。

昭和6年（1931）東京帝国大学が実施した「郷土施設に関する調査」によれば、郷土施設を有すると回答した38校の大半の設置方針は、郷土室をもって郷土に関する児童の研究の場として郷土資料を収集し、かねて各教科の郷土化をなす際に郷土室を活用するといったものが多く、学校によって独自の資料収集方針や展示方法がとられていたことが理解できる。

一方、この頃、椎名仙卓が指摘しているように図書館界においても図書館施設としての立場から博物館の設置運動が進められている。昭和5年（1930）の第24回全国図書館大会では、図書館に博物館施設を奨励するよう建議を求めたことや、昭和6年（1931）の全国博物館大会においても「図書館に附設されている郷土資料室を博物館として公開する最善の

方法について」が討議されている。このように郷土教育という当時の教育界を席捲した教育思潮の影響によって、文部省、博物館事業促進会を中心とした博物館界、図書館界が挙って郷土教育施設の奨励と設置に乗り出したのである。これら一連の動向は、博物館発達史における正道からやや外れた博物館設置運動の一つとして理解できる。

（2）「郷土博物館」の上梓

郷土教育が高潮に達していた昭和7年（1932）棚橋源太郎によって『郷土博物館』⁽²¹⁾が出版された。

郷土博物館という名称はすでに大正時代には使用されており、郷土教育連盟の主催者、小田内通敏は大正4年（1915）秋田県及び東京府に対し、「郷土思想の滋養とその方法－郷土地理の研究と郷土博物館の設立－」⁽²²⁾という意見書を提出し、秋田県郷土博物館、東京郷土博物館案を提出しており、これが管見では郷土博物館設立運動の先駆けである。大正7年（1918）には宮崎県妻町郷土館、大正9年（1920）には津和野郷土館等が設立されるなど、郷土教育の流行と相俟って「郷土」を冠した博物館や郷土教育施設が学校附属の郷土室を中心として次第に数を増してゆく。

棚橋が本書を著した理由は、その序文に「…殊に今日教育界に協調されている郷土教育を徹底せしめ、郷土に立脚した健全な国民思想の発達を期するには、到底郷土博物館を無視するわけにはゆかないのである。…時節柄特にその重要性を認めたからで…」⁽²³⁾とあるように明らかに郷土教育流行の時世における公民による博物館施設の活用ということを念頭においていた、まさにタイムリーな刊行であった。

『郷土博物館』を上梓する前年の昭和6年（1931）・棚橋は、『郷土』誌上において「郷土博物館問題」という論文を発表しており、郷土室と郷土博物館の在り方にについて言及している。そのなかで、郷土室の教育性は規模

や資料の画一性から教育効果が低いことを主張し、学校毎にではなく、一般公衆をも含めた地域単位での郷土博物館の共同利用といったことを説いている。「郷土博物館」の中でも、郷土教育を単に学校教育の中でのみ終始するものではなく、地方の青少年や成人教育にまで発展させて郷土博物館論を展開しているのである。すなわち、郷土博物館を学校教育の補助機関とすると同時に社会教育の中心機関たらしめ、その目指すべきところを「公民としての教養、愛郷土精神の養成」と定義付けている。棚橋の理想では、あくまで各学校に設置されている郷土室等の郷土教育施設は仮の施設であって、「地方の小学校が郷土教育を完全に行ふには、補助機関として先ず町村博物館を利用し、学年の進むにつれて漸次地方博物館の援助を得るようにしなければならない」とあるように、郷土教育の補助機関はあくまで地方に設置されるべき町村博物館であり郷土博物館なのである。

しかし、多くの市町村にこれらの目的を達成すべき地方博物館が存在しないことから、各学校に設置されている郷土室を地域住民の社会教育機関として利用されるべきことを説いているが基本的には、その教育目的から一般博物館とは分離した考え方を示している。何れにしても棚橋の見解からすれば郷土室も郷土博物館も今日でいうところの生涯教育（学習）機関という定義付けがなされ、当時の文部省や郷土教育連盟が推し進めてきた、あくまで学校教育としての郷土教育、児童の学習の場としてのみの郷土室という定義を推し進め、公民教育の場と解釈したのが棚橋の郷土博物館論である。公民教育の重点は、公民としての教養、郷土愛の養成にあるとしており郷土教育の論理と一致するが、実践論としては、単に郷土資料の陳列に留まらず「講演会」、「講習会」、「趣味娯楽会」、「郷土偉人の記念祭」、「特別展覧会」といった動きかけをなすことによって教育施設としての価値が向上す

ることを唱えている。⁽¹¹²⁵⁾

郷土博物館において収集されるべき資料については、郷土関係のものに限り、郷土の過去における変遷発達を物語る史料と、郷土の現勢を示し将来の発展に資する参考資料とが含まれるとし、郷土の自然環境、人間及び社会と密に関係する一貫性のあるものでなければならないとしている。具体的には、郷土の地盤を構成する岩石、地層中に埋蔵されている化石、石器、土器、埴輪の類、地方開拓の功労者、有名な領主、代官、名主等の肖像遺品、昔の防火消防具、十手、捕縄の類、地方産業の改良に貢献した人の肖像遺品、昔の紡織機、農具、漁具、工具、運搬具、貨幣等産業の変遷発展を物語る資料、昔の建築、家具、台所用品、茶器、楽器その他の娯楽用品、玩具、乗物、衣装、甲冑、武器等地方風俗の変遷を示す資料、地方に起った大変災等を想起させる記念品、地方出身の著名な芸術家の肖像、遺品、作品、郷土の文化発展に就いて記述描写した書物絵画の類とし、あらかじめ立案された計画の下に収集に当ることを語っている。要するに郷土博物館の収集品は、地域性を強調する意味で、郷土に関するもの以外対象としてはならず、これが郷土博物館の特質としている。

棚橋による郷土博物館論は、学校中心の郷土教育より発展させ、ドイツをはじめとした欧米諸国の郷土博物館の例を参考にしながら論理を展開し、一貫して社会教育を語ったもので、ここに戦後から連綿と続く郷土博物館（地域博物館）の基礎理論が完成したものとみることができよう。

4. おわりに

本項では、特に昭和初期を中心とした郷土教育の諸潮流と郷土教育によって急増した郷土室について、その動向を取り上げ、さらに、学校を中心とした郷土教育から発展させ、公民教育を唱え、地域に根ざす郷土博物館論を

郷土教育の変遷II

展開した棚橋源太郎の「郷土博物館」上梓前後の状況について述べてきた。

郷土教育の論理は、文部省を中心とした振興策、郷土教育連盟の主導する郷土教育運動によって全国に波及し、その補助的施設として各地に郷土室を生んだのである。時代的背景には、愛郷精神の滋養から国家愛へという思想統制の含みが大きかったものの、わが国博物館発達史のうえから観れば、教育界や有識者が、教育施設として博物館というものに目覚めた時代であったこともまた事実である。

戦後においても「郷土」博物館設立の理念は棚橋源太郎による郷土博物館論の影響下にあって大きく変化する事なく、また、このようないくつかの歴史的背景を理解することなく、曖昧に

郷土という文字を冠した博物館施設が設立されてきたのである。一方、郷土を名称として用いなくとも今日、新設されている地域博物館の多くも内容的には戦前の状況、すなわち戦前の郷土室、郷土博物館の内容からそう変化していない様に感じられるのである。館法に則った人文系博物館でいえば考古、歴史、民俗といった3本柱をメインに産業や自然、郷土の偉人といったものを加え、通史的、網羅的内容が展開されているものが大半であり、それらの内容を補完するために2次資料を多用している状況に何となく違和感をもつてるのは筆者だけであろうか。地域博物館の個性化を含めて今後の検討課題である。

註

- (1) 内川隆志 1990 「郷土教育の変遷 I 明治～昭和初期の郷土教育」『國學院大學博物館学紀要』15輯
- (2) 増沢長吉・桂 信次郎 1902 「郷土科教授指針」
- (3) 棚橋源太郎 1903 「尋常小学校に於ける実家教授法」
- (4) 佐々木吉三郎 1906 「地理教授提要」
- (5) 明治8年(1875)秋田市生まれ。明治32年(1899)東京高等師範学校卒業後早稲田中学校、大倉研究所において人文地理を基盤とした客観的郷土調査の提唱を行う。新渡戸稟造、柳田国男、牧口常三郎らと「郷土会」を通じて親交を深め、大正時代の後半から郷土教育に傾倒する。
- (6) 海後宗臣・飯田晃三・伏見猛彌 1933 「我國における郷土教育とその施設」
- (7) 真野常雄 1931 「郷土教育の実際的研究」東海図書
- (8) 中村勇吉 1931 「各科実際の郷土教育」厚生閣
- (9) 木下竹次 1931 「郷土教育本来の面目」『教育研究』1月号
- (10) (6)文献 P.33所収
- (11) 坂井俊樹 1987 「郷土教育連盟の活動と教育実践」『郷土』『郷土科学』『郷土教育』別巻2 解説2 名著編纂会
- (12) (6)文献 P.54所収
- (13) 長谷川藤太郎 1932 「浜松師範学校に於ける郷土研究の現在」『郷土教育』3号
- (14) 「郷土教育はファッショ化する?」1932『郷土教育』21号
「最近満州事変以来、我が政界の一角に著しくファッショ思想が高調され、それがやがて教育界にも影響するに及んで、郷土教育が新しき『共同社会』の建設を目標とする事を、恰もそれがファシズムと同軌道の上を走る反動思潮なるが如く誤伝され利用される危険がある事を我々は見逃してならない」
- (15) 尾高豊作 1933 「郷土教育運動の十字路に立つ」『郷土教育』28号
- (16) 椎名仙卓 1989 「日本博物館発達史」雄山閣 P.232所収
- (17) 「学校博物施設獎勵建議」 1931 『博物館研究』1～7
- (18) 野中喬一 1931 「郷土教育の邪道—古物漁りを清算すべし—」『郷土教育』第21号
- (19) (6)文献 所収

郷土教育の変遷II

- (19) 「郷土研究と教育施設」 1931 「郷土教育」第18号・第19号
「全国師範学校に於ける郷土研究施設状況一三一」 1931 「郷土教育」第20号
矢崎好幸 1931 「山梨師範の郷土教育施設について」 「郷土教育」第23号
- (20) 05文献 P.234所収
- (21) 05文献 P.232・235所収
- (22) 棚橋源太郎 1932 「郷土博物館」 刀江書院
- (23) 棚橋源太郎 1930 「郷土博物館問題」 「郷土」第6号
- (24) 棚橋源太郎 1931 「本邦博物館施設の概観」 「郷土教育」第18号
- (25) 棚橋源太郎 1932 「郷土博物館と社会教育」 「博物館研究」5-3

参考文献

- (1) 加藤有次 1997 「博物館学序論」 雄山閣
(2) 金内史郎・伊藤寿朗・小川剛・森田恒之 1981
「日本博物館沿革要覧」 野間教育研究所 別冊・講談社
(国學院大學考古学資料館学芸貝)

タイの博物館

Museums and Historical parks of Thailand

小林青樹
Seiji KOBAYASHI

- 1. はじめに
- 2. タイにおける文化財保護法と国立博物館
- 3. 博物館の種類と事例

- 4. 歴史公園
- 5. タイにおける博物館の現状と課題

1. はじめに

筆者は、新田栄治（鹿児島大学）を代表者とする「タイ東北地方における先史時代生産遺跡の発掘調査」に参加し、1991年12月より約3ヶ月間タイ国に滞在した。その間、急速に発展していく東南アジアにおけるタイ国の文化財保護の実態、そして発掘調査の現状や博物館の現状等に触れる機会を得ることができた。本稿では、こうしたタイにおける文化財をめぐる様々な現状について、国立博物館を中心に検討を行い、さらに歴史公園についても少し触れつつ検討する。

2. タイにおける文化財保護法と国立博物館

まず、はじめにタイにおける博物館の現状を考えるためにあたって、法的にどのように規定されているのか、他の文化財行政に関わるものについても触れつつ、概要をまとめておく必要がある。

タイにおける現行の文化財保護制度は、1961年に制定された「古代記念物、古物、工芸品および国立博物館に関する法規に関する法律 Act on Ancient Monuments , Antiques, objects of Art and National Museums, B.E.

2504」による。この法律については、すでに鷹野光行により概略が述べられている（鷹野1992）。したがって、ここではそれを引用しつつ、博物館に関する条項について補足してみていいく。

法律は40条からなり（英文ではsectionと表記している）、（1条）法律の名称、（4条）用語の定義、（6条）所管する省、と続き、第1章 古代記念物 (Ancient Monuments 第7条から第13条)、第2章 古物及び工芸品 (Antiques, objects of Art 第14条から第24条)、第3章 国立博物館 (National Museums第25条から第27条)、第4章 考古学基金 (Archaeological Fund 第28条から第30条)、第5章 罰則 (Penalty 第31条から第39条)、そして（第40条）経過措置が記載されている。

この法律に関する行政機構については、第6条において、この法律の執行などについては文部大臣 (the Minister of Education) が当たることが明示されており、文部省には芸術局 (the Department of Fine Arts) が置かれ、その下に考古課 (the Division of Archaeology) と博物館課 (the Division of

タイの博物館

Museums) がある。考古課のもとには全国に地方事務所がおかれ、それぞれの地域を統括している。

まず、古代記念物について、さらに細かくみてみよう。

古代記念物については芸術局の局長が実務に当たることになっており、登録等は芸術局の局長のもとで処理される（7・9・10・11・12条）。古代記念物の定義については、第4条において、その年代上または建築学上の特徴の点で、または歴史上の証拠として、芸術、歴史、考古学上において有用な不動産、とされる。これらについて保存・維持・管理のために官報に公示して登録がされる（第7条）が、これは不動産一つだけではなく、それらと一体となった地域も同様に扱われる。私有の不動産についても登録がされるがその所有者からの意義申し立ての道もある（7条）。意義申し立てが法廷で扱われることから、記念物としての登録はすべてのものを登録するシステムではなく、選択的な登録がなされるようであり（鷹野1992）、この点について罰則もことなる。古代記念物の修復や発掘については許可が必要である（10条）。さらに、（11条）では、古代記念物の修復や復元について定められ、（13条）では古代記念物を訪ねるものに対して文部大臣の権限として、遺跡の保存のために規制をすることがある、とし、私有物については30バーツの入場料をとることができるとしている。その他、古代記念物を破壊したり損なったりした場合の罰則がさだめられている（32・34条）。

次に国立博物館についてみてみよう。国立博物館については第25条において、国家の財産である古物および工芸品の保管のために国立博物館は存在すべきであるとし、国立博物館の必要性あるいは設立されるべき場所等については官報の公示によりなされるとしている。

古物及び工芸品の保管については、芸術局

(the Department of Fine Arts) の保護及び監督下の国家の財産である古物工芸品は、国立博物館において以外には保管してはならないとし、国立博物館において保管することが不可能な場合、あるいは不適当な場合に、大臣の認可を受けければ、他の場所に保管可能としている（26条）。また、この点について大臣の許可による場所での古物及び工芸品の一時的な展示の場合、あるいは芸術局の局長の要求により、修復のため国立博物館外への古物及び工芸品の持ちだしの場合その限りでない。

同条では、さらに古物や工芸品の類似する個数が多数の場合、芸術局の局長は他の場所に一時的にそれらを保管することを許可することができる。

第27条では、大臣は、国立博物館に訪問者がいる間、国立博物館の世話をあるいは注文のために指導・管理の確かな規則を国立博物館の訪問者は受けられることを決定する権限があることを明示している。なお、各種罰則については、古代記念物の場合と重なるが、第31条以下でそのことが述べられている。

以上の文化財保護に関する法律に加え、Ministerial Regulation においていくつか文化財保護についての細目が補足されている。

(No.1) は古代記念物への入場者への規則を定めたものであり、(No.2) は古代記念物の入場料について定めている。(No.3・4) では、文化財の国外への持ち出しに際してレギュレーションについて定めている。具体的には、どの時代のものであるかにより持ちだしの際の料金が異なり、また大きさ等についても定められてる。

(No.5) では、国立博物館への入館者についてのレギュレーションが定められており、国立博物館の訪問者は正装し、かつ入館にあたって、バック等の物入れの持ち込み、手でさわること、喫煙、写真撮影等、を慎むべきことを定めている。(No.6) では、国立博物館

タイの博物館

への入場料について定めている。

以上の文化財保護法以外に、古代記念物については、1985年には芸術局から「考古学上の保存のための規則 (Regulation for Archaeological Conservation)」が出された。この法についても鷹野光行により詳細に述べられているので、それを引用しつつ概説する(鷹野1992)。この規則は、史跡保存のために補足されたものであり、まず第1章においてまず保存・保護・復旧(復元)・再建(改造)といった用語が定義され、遺跡と出土遺物の一体性が強調されている。第2章では、遺跡保存の目的、国際的原則、さらには1961年の法律に基づいた指針があるべきであることを示し、関連省庁や規則や規定によることも示された。こうした規則の限界性について、鷹野光行は「文化財保護に関する施策は一元的なものでなければならず、初めから他の省庁との協議が必要であるような形ではその実は上がらない」と指摘している(鷹野1992)。第4章には、具体的な指針が挙げられており、遺跡の現状の調査や、調査記録を残す必要性、改変されている建物を元の状態に戻す必要性、考古学的重要性が最も発揮される遺跡の保存方法の必要性、強化措置あるいは新たに復元された場合のオリジナル部分との区別の必要性、現在も使われている建物にかんする注意事項、盗難などの予防措置等が詳しく明示されている。この指針により、タイにおける考古学上の遺跡調査がおこなわれ、史跡保存の措置がなされている。

3. 博物館の種類と事例

(1)博物館の概要と種類

タイの最初の博物館は、King.Rama 4世(1851-1868)が、宮殿内に古器物のための王立博物館を私設したのにはじまる。公立博物館は、1857年 King Chulalongkorn、Rama 5世によって設置され、そこには美術品・古器物・剥製動物・人骨・岩石・鉱物を収蔵され

た。その後、1887年に陳列品のすべては王の命により、副王の宮殿であった現在のバンコク国立博物館に移された。

1993年文部省に芸術局(the Department of Fine Arts)ができ、その管轄下の博物館課(the Division of Museums)がタイ国内の国立博物館を管理している。この博物館課の職員が各地の博物館に所属し、管理を行うのである。そして、この課のchiefが地方の国立博物館の最高責任者(日本でいうところの館長職に相当)に着任し、博物館課のDirectorがバンコク国立博物館の長となるということである。

タイにおいて、現在大学等の教育機関において博物館学の講座を持つ所はなく、唯一考古学の講座を有するシルパコーン大学(バンコク)において、the science of museologyを研究している教員がいるため授業がわずかに開講されている。

現在のところ、国立博物館は30数ヶ所、その他タイ国内には様々な博物館が存在する(ユネスコアジア文化センター1974)。ここで、それらを簡単に分類しておこう。

1. 芸術局管理の国立博物館(バンコク国立博物館・県及び遺跡博物館をふくむ。)
2. 政府の他の組織の付属博物館
 - 地質博物館(鉱物自然局付属)
 - 林産博物館(林業局)
 - 山岳民族資料館(国境警備局)
 - 県立博物館(県政府)
 - 刑事博物館(内務省)
 - プラネタリウム(教育技術局)
 - 海軍博物館(海軍)
 - 陸軍博物館(陸軍)
3. 大学博物館
 - 林産博物館(Kasetsat大学)
 - 水族館(Kasetsat大学)
 - 考古美術博物館(Silpakorn大学)
 - 軍装博物館(陸軍大学)
4. 動物園付属博物館
5. 私立博物館(ジムトンブソンハウス等)

タイの博物館



第1図 本稿に登場する地名等位置図

6. 僧院 (Monastic) 博物館

以上、知りうる博物館について分類を試みたが、ほかにも国立美術館、動物園、水族館など様々な施設が年毎に増えている。

芸術局管理の博物館以外は、いずれも小規模である。そんななかで、バンコクにある私立博物館のなかには、毎年多数の観光客を動員するものもある。その代表格が、ジム・トンプソンハウスである。しかし、こうした私立博物館は地方では極めて稀であり、観光コースに組み込まれているバンコクにおける特殊な状況である。

タイでは博物館の発達は遅れていたが、近年、日本などの経済的援助などにより変化をみせている。その代表として、日本とタイ国間の協力により1987年に設立されたアユタ

ヤ歴史研究センターは注目されるものである。

従来、タイにおける博物館の傾向としては、芸術局 (the Department of Fine Arts) 管理化の国立博物館が優遇されたのに対して、他の博物館は軽視されがちであった (ユネスコ・アジア文化センターリポート1975)。その後、各地において公立博物館が重要視されるようになった。

以下では、タイにおける博物館の早創期以来の中心的な役割をになってきたバンコク国立博物館と、地方国立博物館の例としてコンケン国立博物館について具体的に見ていくたい。

(2) 国立博物館の事例

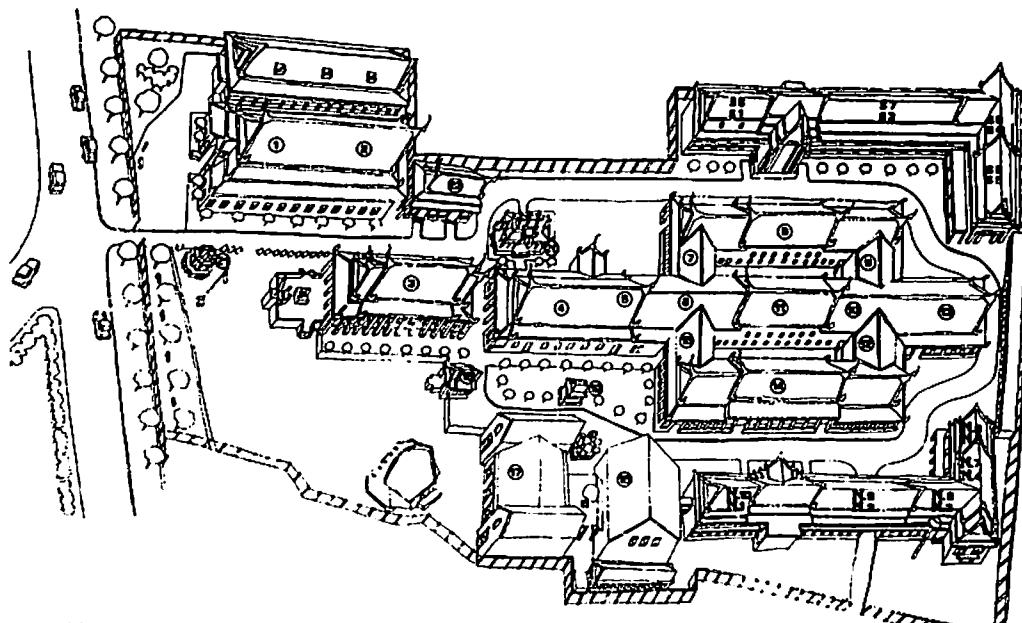
① バンコク国立博物館

博物館小史 バンコク国立博物館は、先に述べたように長い歴史を有する。1857年 ラーマ King Chulalongkorn、Rama 5世によって公立博物館が設置され、そこには美術品・古器物・剥製動物・人骨・岩石・鉱物を収蔵された。その後、1887年に王の命によりもとは副王のものであったサナムルアンの宮殿を改修し、そこに陳列品のすべてが移された。この副王の制度はアユタヤにさかのぼり、ワンナーとよばれ、時の国王に指名されるのが必ずしも王子である必要がなく、通常、王子か王弟を次代の王に選ぶものであった。この制度はラーマ King Chulalongkorn、Rama 5世により廃止され、その後王位継承は王の長子に定められた。

公立博物館が王宮からワンナーパレスに移された当時は、正面の3つの儀式用建物が博物館として使われ、その後、ラーマ7世は当時住居に使っていた建物の全てを博物館に使うことを許可した。また王は、ここに王立の文学・考古学・美術研究所 (後に独立) を置いた。

1926年にバンコク博物館と呼ばれるようになり、王立協会の管轄下におかれた。この王

タイの博物館



No 1 歴史館
No 2 先史
No 3 フッタイサワン礼拝堂
No 4 玉座
No 5 貨幣品
No 6 乗り物
No 7 漢劇美術品とゲーム用品
No 8 1階 陶器 2階 銅切鋸工
No 9 象牙
No 10 武器

No 11 王家の象徴と紋章
No 12 石碑
No 13 木彫
No 14 1階 衣装と機物 2階 仏具
No 15 未翻
No 16 亂世ピンクラオの旧住居
No 17 王族葬用由車
No 18 21バビリオン
No 22 古い家

S 1 アジア
S 3 ロップリー
S 4 古代ヒンドゥー教神像
S 5 ロップリー
S 6 ドヴァーラウァティー
S 7 ドヴァーラウァティー
S 8 ジャワ
S 9 シュリーヴィジャヤ
N 1 パンコク
N 2 パンコク
N 3 貨幣
N 4 仏像
N 5 ランナータイ
N 6 チエンセーン
N 7 スコータイ時代のヒンドゥー教神像
N 8 スコータイ
N 9 ワートーン、アユッタヤー
N 10 アユッタヤー

第2図 バンコク国立博物館建物配置図[文献3より転載]

立協会により、博物館は拡張、再編成され現在のバンコク国立博物館の基盤ができたのである。

その後、中央の古い宮殿の左右に新しく2階建ての建物が増築され、博物館の近代化が進められた(チラー・チョンコン1990)。その後、新館の増築が続き、図2のようになっている。

展示の概要 展示の内容は、大きく先史文化、有史文化、王室関連、その他に分けられる。

展示の大部分は、古代以来の仏教を代表とする宗教芸術が占めており、仏教国タイのお国柄を象徴している。また、バンコクはタイの中心であり、博物館自体が元々宮殿であったため、展示の大部分はタイの王室文化のパノラマを見るがごとに配されている。この

ようにタイの宗教文化の歴史と皇室文化に特徴づけられる展示についてタイの歴史を大まかに知るためにも、以下で概観してみよう。

最初は先史文化部門である。

この部門の展示にはいくつかの重要な考古学の発掘調査の成果が展示に反映しており、タイ東北部のパン・チェン遺跡はそのうちの代表例である。後に述べるように、パンチェン国立博物館に多くの重要品が展示されている。ここでは土器と装飾品を載せておく(写真1-1)。

その他、タイの北部と南部で特に発見される青銅器で、ドンソン青銅器文化に代表される銅鼓もまた重要である。

有史部門では、まずインド化の時代の展示がある。紀元1世紀の東南アジアのインド化の中で、タイがバラモン教、小乗仏教、大乗

タイの博物館

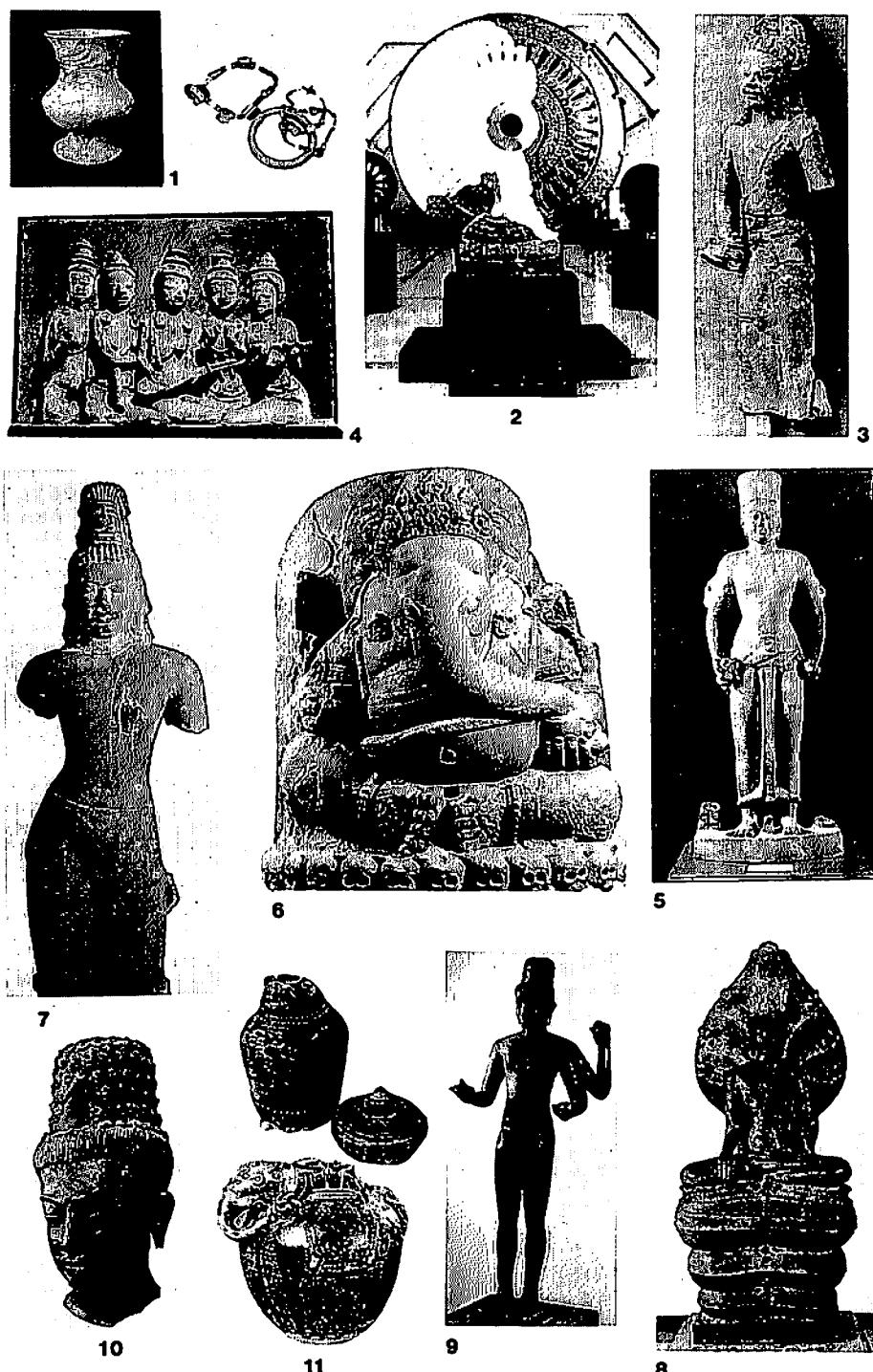


写真1 バンコク国立博物館の展示(1)・[文献3より転載]

タイの博物館

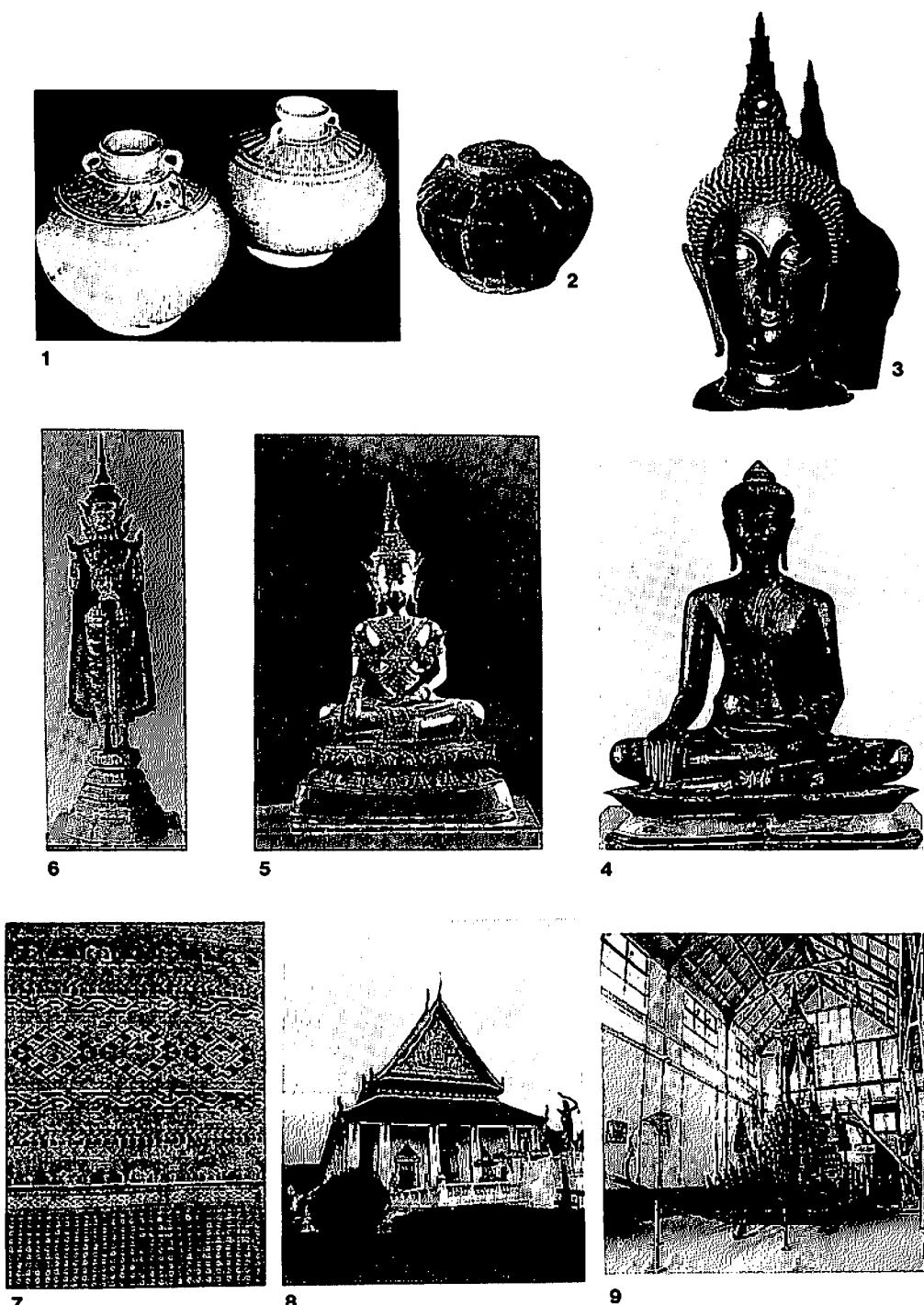


写真2 バンコク国立博物館の展示(2)・[文献3より転載]

タイの博物館

仏教と選択的にインドの要素を受容していく過程を、仏陀像などにより示している。

統くドヴァーラヴァティ一期は、6世紀から11世紀にかけてタイ中部に存在した国家といわれている。モン文化期とも呼ばれるこの時期には、タイ国内各地にその遺跡や美術品の発見が知られており、特にインドのアマラーヴァティー及び後期グプタ様式の影響を受けた仏教彫刻にその有品が多い。その他、石造の巨大な法輪（写真1—2）、スタッコ（漆喰）やテラコッタ（赤色素焼き）製の観世音菩薩像や守護神像等の神像は、この時期の展示の代表であろう（写真1—3・4）。

タイにはさまざまな宗教文化が受容されたが古代ヒンドゥー教もその一つである。特に注目されるのは、スラタニ県ウィアンサ発見の7世紀のヴィシュヌ神像である（写真1—5）。このほか、シヴァ神を表したリングやエイカムリングも展示されている。

タイ以外のヒンドゥー教の遺物も展示されており、像の頭をもつヒンドゥー教の神ガネーシャは、筆者の印象に残る一つである（写真1—6）。

古代のタイ文化を考える上で半島部のチャイヤを中心に栄えたシュリーヴィジャヤ王国の宗教遺物も興味深い。シュリーヴィジャヤ王国は、ジャワ・スマトラ・マレー半島部にまで支配圏を広げ、各地から多くの遺物が発見されている。特に密教関連の仏像などが代表的である（写真1—7・8）。

10世紀から13世紀にかけて東北部に繁栄した、クメール文化は石像遺物等の多くの宗教関連遺物、陶器類（写真1—11）を残した。また、タイではクメール文化の影響を受け、ロップリー美術が誕生した。8世紀から9世紀のコンポン・プレ様式（写真1—11・12）、11世紀頃のバイヨン様式などの仏像に、クメール美術の隆盛をみることができる。

13世紀になるとタイ族はクメールより独立し、スコータイ王国を築いた。この時期にセ

イロン派仏教の影響により、スコータイ様式とよばれる特徴的なものを生みだした（写真2—3）。特に丸彫りの遊行仏はタイ彫刻の最高傑作といわれている。スコータイ時代で有名なのは、スワンカロークとして知られる陶器であろう（写真2—1）。青磁色等の単色釉のものと鉄絵文様によるものが多数展示されており、代表的な窯跡として有名なスワンカローク窯跡や、沈没船の状況の復元展示もされている。

14世紀にシャム王国の首都となったアユタヤでもモンやクメールの特徴を取り入れ独自のアユタヤ美術を形成した。初期の仏像はウートーン様式とよばれ前段階の様々な様式の影響を受けている（写真2—4）。やがて体型が細長くなっていき、宝冠仏などの豪華なものが多数みられるようになる（写真2—5）。その他、木製の漆塗金箔の書箱なども当時の豪華さをとどめている。

バンコク期の美術は、仏像にみられるような豪華な装飾であり、かつ立像である特徴など（写真2—6）、アユタヤ美術を受け継いでいる。しかし、他の様式も取り入れられている。この時期の展示は、その豪華な点に特徴があり、漆工芸、金銀製の工芸品、織物、演劇美術品、ゲーム用品、陶器、螺鈿細工、象牙、武器、王家の紋章、染器、貨幣等主に王族や貴族たちの装飾品、衣装などが数多く展示されている。そんな中でも、織物の展示は各時代のものを網羅的に収集しており（写真2—7）、その技術の素晴らしさは目を見張る。また、王家の輿や象牙製のくらかごなどの乗り物も壮麗豪華である。

ところで、展示されているのは仏像や工芸品だけではない。チェンマイからバンコクへ運ばれた1787年建立のブッタイサワン礼拝堂のように、貴重な文化財が移築されてもいる（写真2—8）。礼拝堂の中には、仏陀の生涯を描いた壁画がめぐり、そしてスリランカからもたらされたという仏陀像が安置されてい

タイの博物館

る。

他にも、タムナクデーン（赤い家）と呼ばれる、かつてラーマ2世のスィースターラック王が住んでいた木造の建物をそのまま移築し、かつての調度品等をそのままにしつつ展示されているものもある。

全ての展示の中で最も驚嘆したのが、この王族の葬儀関連の展示である。まず目に入るのが葬儀用山車（写真2—9）であり、ラーマ1世のときに造られ、現在でも現役であるという。写真では分かりにくいか、奥の一番高い所にエレベーターで棺が置かれるそうである。葬儀は火葬でおこなわれるのだが、その際に使われる棺を収めて焼かれる鉄製のかごが何事もなかったように置かれていた。

以上の他、1982年に開館した歴史館には、有名なラームカムヘン大王の石碑にはじまり、主にスコータイ時代から現在にいたるまでタイの歴史がパノラマのごとく展示されている。展示の多くは、復元模型や写真を多用し、歴史の様々な場面をわかりやすく示している。この歴史館の展示は、他の展示ではわかりにくいタイ人の歴史を、通時的に理解すべく新たに設置されたのであろう。

建物・施設 建物の特徴は、タイ国内の国立博物館の特徴をよく表している。高く急勾配である切妻の屋根は、アユタヤ期の寺院建築の影響を受けている。もと副王の宮殿であった部分にあらたに近代的な建物を増やしていったとのことであるが、建築様式はまさに宫廷のそれを踏襲している。天井は非常に高いという印象を受けるが、これも国内の他の国立博物館においても同様に見られる。また、窓がかなり多いという特徴もあり、通気性に富み明るいが、日射の展示物への影響など不安な状況も感じられた。高い天井と窓の多さはスペースの有効な利用には至っていない。

バンコク国立博物館には、よい図書館とスライド・コレクション・研究作業場を備えているという。また1969年に、Paul Coremans

博士により、保存研究所がつくられ、保存処理等が行われている。ユネスコも器具や装置の援助をおこなっている。主に、青銅の、あるいは熱さに影響されやすい物質からなる資料について、タイの暑気と湿度から守ることを主な研究テーマとしている（ユネスコ・アジア文化センター）。

教育 バンコク国立博物館では、学童または一般成人に対する教育活動を数名の教育担当者が実施している。しかし、展示の集團観覧の域をでていないとのことである。1972年には、マラッカにおける「博物館と成人教育」に関する会議の結果として、博物館はLoburi県で3年計画の教育プログラムを行い国民に対して歴史・文化・文化財についての教育活動を行っている（ユネスコ・アジア文化センター）。

サービス 博物館では、観覧者やタイ国に在住する外国人に対して成人教育プログラムを開いた（ユネスコ・アジア文化センター）。

また、外国婦人によるボランティアが組織され、無料で案内が受けられる。また、タイの伝統文化についての講座も開かれており、定期的に寺院・遺跡等への見学旅行も企画されている。

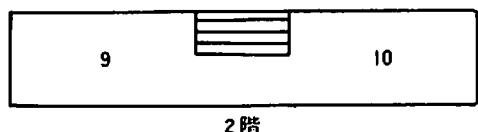
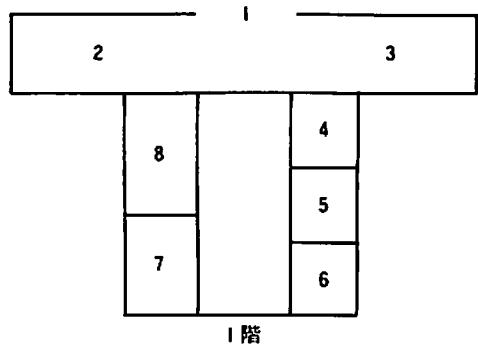
②コンケン国立博物館

タイの東北地方の主要都市のコンケンにある、コンケン国立博物館についてその概要を見てみよう。

博物館小史 博物館の建物は、展示物等がある前方の建物が1967年に、後方のオフィス等のある建物が1969年に継続して築かれ、1972年にコンケン国立博物館として開館した（図3・写真3—1）。展示室に展示されている収集品は、東北タイの各地において、発掘調査や古代記念物の復元調査の間に出土したものが多い。また、展示物の内にはバンコク国立博物館から移されたものもある。

展示の概要 展示は先史からバンコク期に

タイの博物館



- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1. 入口 | 7. オフィス |
| 2. 先史 | 8. 常設展示 |
| 3. セーマ・スタッコ | 9. バンコク国立博物館
からの芸術 |
| 4. トイレ | |
| 5. 民族画 | 10. 東北タイの芸術 |
| 6. オフィス | |

第3図 コンケン国立博物館(文献5より)

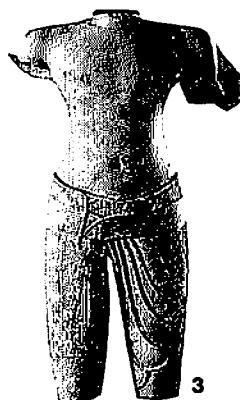


写真3 コンケン国立博物館の建物と展示物(文献4より)

及ぶ。量的には、バンコクに及ばないが、東北タイ各地の遺跡出土品等から各時代のものを網羅している。建物内における展示の配置は(図3)のようになっている。

1階の展示は、まず先史時代とセーマに分かれている。先史は、バンチェン遺跡出土遺物が中心に展示されている。

セーマは、仏教寺院の境界石であり、ドヴァーラヴァティ一期のもので、仏陀のカピラバストゥへの帰還の光景を描写した石造などがある。本博物館には、セーマを多量に出土したカラシンにあるムアン・ファ・ディー・スンヤン遺跡のものが展示されている(写真3-2)。また、ドヴァーラヴァティ一期のムアン・ファ・ディー・スンヤンにおける建物のスタッコ(漆喰)もいくつか展示されている。

2階は、2つのセクションに分けられている。最初のセクションは、ムアン・ファ・ディー・スンヤンにおける調査および復元の間

タイの博物館

に発見されたドヴァーラヴァティ一期のものが展示されており、小形の銅製仏陀像、スタッコ、奉納された石造等がある。

ロップブリー期のものは、マハサラカムにおけるナコンチャンパシーの古代都市の調査及び復元の間に発見されたものが主体である。特に、砂岩のヒンドゥー教シヴァ神像や同じくナコンチャンパシー発見の頭部を欠損したヴィシュヌ神像(写真3-3)は見事である。アリラムにあるクーサンタンの寺院のエラワンのリンテル(まぐさ)も展示されている。

第2セクションではチェンセンからバンコク期に至るタイにおける、異なる時期の彫刻や芸術様式のものを展示している。

以上、展示についてみてきたが、コンケン国立博物館においては、東北地方における遺跡や古代記念物のなかで、調査や復元等のなされているものを中心に展示していることが再確認された。

建物 コンケン国立博物館の建物は、増築を重ねて、一つの博物館となった。決して近代的な設備の整った施設ではない。特徴的なのは、バンコク国立博物館でも観察されたように、窓がかなり大きいということである。ここでも、日射等の展示物への影響が懸念される。

教育・サービス 博物館の教育的活動は、ツアー・恒常的な催し・教育的記事の配付・そして図書サービスを行っているとのことであるが、実際にはあまり機能していないとのことである。ミュージアム・ショップもあり、歴史・考古学に関する書籍等が販売されている。

その他、館内での写真撮影については、博物館オフィスの許可があれば良い。水曜日から日曜日に開館している。

③バンチェン国立博物館

タイ東北地方ウドンターニー県にあるバンチェン遺跡は、見事な彩色土器で知られる農



写真4 バンチェン国立博物館

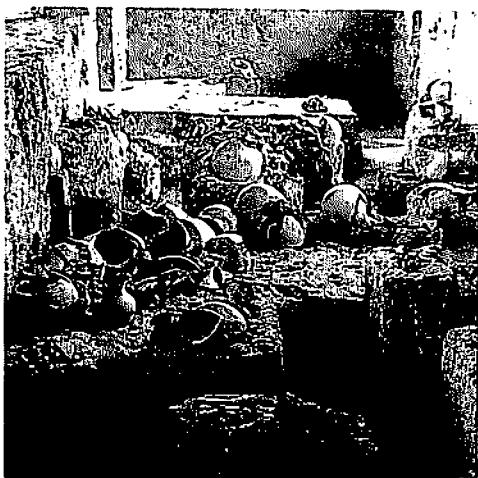


写真5 バンチェン遺跡[文献6より]

耕文化の遺跡である。1960年に最初に発見され、その後、遺跡はかなりの盗掘を受けたため、1973年にタイ芸術局と米ペンシルバニア大学との長期合同プロジェクトにより調査が行われた(Gorman and Pisit 1976)。その結果、多数の彩色土器や青銅製装飾品、などの埋葬に関わる遺物が出土した。特に、新しい段階の、朱により複雑な幾何学文を器面に描いた土器、腕輪、足首輪、指輪、首飾りなどの青銅器、さらに青、紺、緑などのガラスの装飾品などは、見るものに当時の工芸技術の素晴らしさを教えるものである。

現在は、かつての発掘調査の行われた部分の上に屋根が架けられ、土器の出土状態等を見ることができる(写真5)。筆者が訪れた時

タイの博物館

は、新たに建物状に改築している最中であった。博物館は、遺跡から少し離れた所にあり、平屋根の2階建てである（写真6）。展示は、解説パネルや写真を多用しており、発掘時の状況やたとえば青銅器など遺物の分析などについてわかりやすいものとなっている。こうしたパンチェン博物館のようなタイプの遺跡博物館として他には、カンチャナブリーにあるパン・カオ国立博物館などがある。

④アユタヤ歴史研究センター

アユタヤ歴史研究センターは、タイと日本の協力により建設され、1990年に開館した。設立の目的は、「アユタヤ研究、特にアユタヤが王都であった時代のタイ国の歴史研究を行うこと」にあり、「国民に対し、公式的見解にとらわれない形で、さまざまな歴史的知識を提供する」（アユタヤ歴史研究センター解説）という意図をもつ。

建物の設計・建設は日本の企業によりなされ、展示等については大阪の国立民族学博物館のノウハウが生かされている。展示には、模型等によるものなどそれまでのタイの博物館ではなかったものが実現されている。特に、アユタヤ時代の庶民の生活の情景を模型にしているところは、今後のタイの博物館展示の展開に新たな方向性を示していよう。

4. 歴史公園

ここでは、同じ文化財を扱うものとして一旦話を歴史公園に向けてみたい。

現在タイには、11ヶ所の歴史公園が設置されている。

1. スコータイ歴史公園
2. プラ・ナコン・シー・アユタヤ歴史公園
3. パノム・ルン歴史公園
4. シー・テップ歴史公園
5. プラ・ナコン・キリ歴史公園
6. シー・サッチャナーライ歴史公園

7. ピマイ歴史公園

8. ムアン・シン歴史公園
9. カンベン・ペット歴史公園
10. ムアン・タム歴史公園
11. チェンセン歴史公園

1987年、最初にムアン・シン歴史公園が開園し、その後、各地に次々と歴史公園が設置されていった。以下でいくつかの歴史公園についてみてみよう。

まず取り上げるのは、ピマイ歴史公園である。

タイ東北地方、ナコンラチャシマのさらに東北にある。11世紀から13世紀頃のロップリ一期の代表的な寺院（写真9）を中心に、町全体が濠と城壁で囲まれている。ピマイの寺院は中央祠堂（写真6・7）をはじめ、中心の寺院はカンボジアのアンコール・ワットの原型であるといわれる。この寺院と寺域が歴史公園に指定されている。

公園内には、芸術局の第6地方事務所があり、公園の外には隣接して国立博物館がある。ここには、寺院の建物の復元に際して戻されなかつたレリーフや、周辺の遺跡で出土した遺物や埋葬遺跡の人骨などを展示している。展示は、野外展示の様相を呈しており（写真8）、短いタイ語と英語の解説パネルが石造物の上にそのまま置かれていた。

ピマイにおいては、復元された寺院内にも神像などの石造物も安置されており、遺跡博物館の状況と比べると自然な印象を受けた。

以上のような、復元された寺院を中心とした歴史公園は各地で整備されているが、同じく東北タイにもいくつか存在し、プリラムにあるパノム・ルン歴史公園は芸術局により修復された10世紀から13世紀にかけて建てられた寺院を中心とした歴史公園である（写真10・11）。丘上に存在するこの寺院は、長い階段と、石柱が立ち並ぶ長い参道を有する（写真10）など、山岳寺院として著名なカオ・プラ・ヴィハーンと並び当時の状況を体験できる数少

タイの博物館

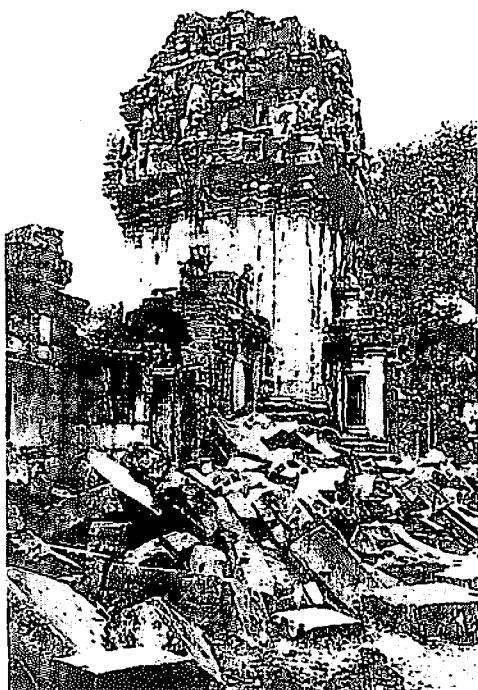


写真6 ピマイ寺院修復前〔文献8より〕

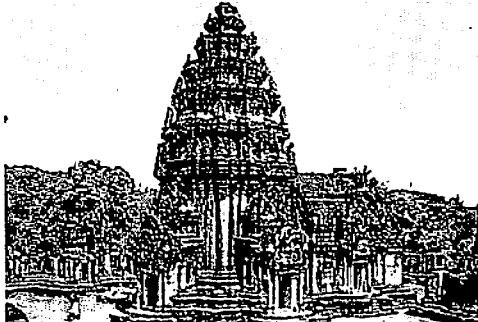


写真7 ピマイ寺院中央祠堂〔文献6より〕

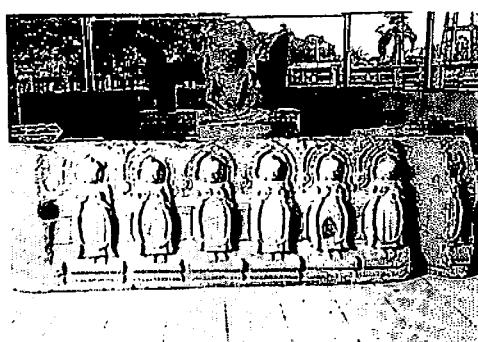


写真8 遺跡博物館〔文献8より〕



写真9 ピマイ寺院遠景

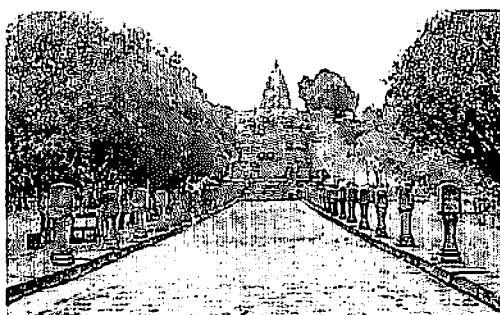


写真10 パノムルン遠景〔参道より〕

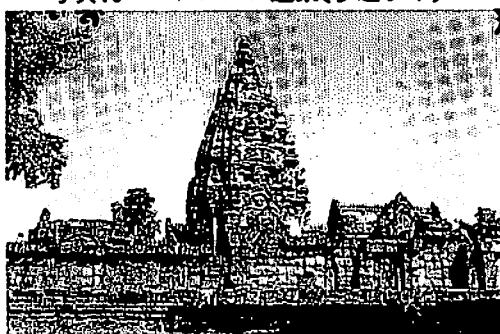


写真11 パノムルン中央祠堂〔文献8より〕



写真12 ムアン・シン寺院

タイの博物館

ない歴史公園である。

バンコクの北西約50キロ、カンチャナブリーにあるムアン・シン歴史公園も寺院を中心と整備された歴史公園である(写真12)。クメール寺院建築としては、最も西に位置する。カンチャナブリーには、有名な戦場にかける橋があり、タイにおける観光地である。ムアン・シン歴史公園も観光事業の一環として整備されたのであろう。遺跡博物館もあり、遺跡内から出土したものが中心に展示されていた。この歴史公園では、かなりの範囲にわたって植樹がなされ環境自体がかなり整備されているようであり、筆者がここを訪ねた際に美しい花があちこちに咲き誇っていた。

アユタヤ歴史公園は、かつての王都をそのまま歴史公園化したものである。かつて417年間にわたり栄華を誇ったこの都には3つの王宮があり、多くの寺院等が復元、あるいは修復されている。王宮の一つ、チャンタラカセム宮殿にはアユタヤから出土した遺物等を展示する国立博物館が併設されており、このほか、アユタヤにはチャオサンプラヤ国立博物館、かつての日本人町付近に建設されたアユタヤ歴史研究センターなどがある。このように、アユタヤは一大歴史公園であるとともに観光都市でもあるのである。

5. タイにおける博物館の現状と課題

地域の活性化と博物館

ここまでタイにおける博物館を中心に歴史公園についても概観してきた。タイにおける博物館と歴史公園の両者に共通することは、文化財保護、管理、保存、それぞれの実践の場であるということであると同時に、各地の地域活性化の拠点でもあるということである。博物館については、近年では地方博物館の建設は、ほとんどが重要遺跡の発掘後に遺跡博物館として設置する場合や、歴史公園に併設されるものなどが多い。研究を目的とするには、必要な施設を有する博物館は少なく、そ

の管理体制についても、中央主導に依拠した博物館における職員などの組織的な問題が解消されていない。実際のところ、やはり、歴史公園と同様地域活性化のための事業としての側面が強く、地域における教育活動・研究活動の場としての側面はまだ将来的な課題であるといえる。

歴史公園についても、それらに共通するのはいずれにおいても観光事業としての側面の強さであろう。確かに、これらの歴史公園の整備により観光地化がはかられ、それに伴う文化振興事業の拡大、環境整備にともなう周辺の生活環境の向上、そして、観光産業の下での雇用機会の増加というように、地域経済の活性化になったことは事実である。経済的発展の急務であるタイにおいては当然のことであろう。しかし、ここで問題となるのは、遺跡の整備の段階には、環境破壊や遺跡自体の破壊がつきまとつていうことである。この点については、シーサック(Srisakra Vallibotama 1987) や鷹野(鷹野1991)による批判があり、遺跡を使い地域の活性化をはかることと、遺跡の改変により本来の価値を歪めることはべつものであり、また、実施するにあたっても調査もされず破壊されていく遺跡の調査の必要性を説いており、非常に重要な問題である。

展示について

バンコク国立博物館をはじめ、地方の国立博物館にも共通することであるが、展示のありかたについても考える必要があろう。多くの博物館では、展示室に先史以来のモノを単に置いてあるというものが多く、前後の脈絡や歴史的背景などの説明がなされていないことである。今後、こうした点について広い視野に立ち、過去の歴史を学んでいく場として博物館は必要であることは言うまでもない。

こうした現状において、先にも触れたように近年開館したアユタヤ歴史研究センターにおける展示のありかたは、今後の指針となる

タイの博物館

であろう。また、建築上においても伝統的な建築様式は踏襲しつつも、館内の照明、温度等展示物に与える影響などについてもアユタヤの例を今後も引き継いで改良していくべきである。

考古学と博物館

博物館へ進む者は、国史学専攻の者が多く、考古学専攻の者は芸術局の考古課へ進む者が多いという。こうした背景には、博物館というものが、まだタイにおいて考古学的活動に対してもあまり重要視されていないことによる。こうした状況は、芸術局内における、博物館課と考古課の間の連携がうまくいっていないことにも反映しており、現に東北タイにおいて博物館課により計画された発掘調査の計画について考古課との間に問題が生じたとのことである。このように、タイにおいては、本来協力関係になければならない博物館と考古学の間の連携があまり機能していないという問題が浮き彫りになっている。

博物館の社会教育的活動

博物館の地域社会における社会的活動はあまり機能していないようである。コンケン大学のチャリット氏によれば、大学等との関連についてもほとんど個人的関係を通じてなされるものが多く、たとえばそれらは出版物に関するもの等に限られるという。博物館自体が企画する教育的活動も極くまれであり、バンコク国立博物館を除き、地方においてはないと等しいといふ。

こうした問題は、おそらく地方における博物館は芸術局管理の国立博物館であり、公立博物館が優遇されていないことにあるのである。今後、より下位の地域単位にまで行政的に公立博物館の設立を促進していく必要がある。この点は、先にみた考古学と博物館の間の関係にも関連していることはいうまでもない。こうした問題を克服していくためには、現在のタイで博物館をあまり重要視しないという傾向を変えていく必要があろう。特

に、大学等において、たとえば考古学を学ぶものが博物館に就職しようとしているといった傾向は変えていく必要がある。こうした状況を変えるためには、やはり博物館学教育のプログラムを構築していく必要があろう。ここにこそ、経済的な援助等に貢献している日本にとって今後援助協力していくべきであると痛感した。

以上が現在のタイにおける博物館事情である。ところで、ここまで扱ってきた問題は決して他人事ではない。日本においても、博物館や歴史公園が観光事業と全く無縁であるとだれが信じているのであろうか。また、すべての博物館が理想通りに機能しているのであろうか。いかに理念を実践へと転換していくのが難しいかを、はるか遠いタイにおいて考えさせられた。

最後に本稿作成にあたって、鹿児島大学の新田栄治先生、お茶の水女子大学の鷹野光行先生・国立歴史民俗博物館の西谷大先生には資料を提供していただきなど、多大なるご支援をいただいた。また、コンケン大学のCalit Chaikanchit先生にはタイにおける様々な情報について直に御教示いただき、タイにおいては東京大学の大貫静夫先生、熊本大学の山田康弘氏に様々な御教示をいただきました。諸先生の御協力なくしてはこの小論はでき得なかつたことを特に記しておく。

註

(1)「B.E.」は仏歎で、2504年は西暦1961年に相当する。

(2)ただし、ドヴァーラヴァティーは国家ではなく政治的共同体であるという説もある。

本文中に使用した写真は、出典を明示したもの以外は、すべて筆者の撮影したものである。引用した写真の文献は以下の通りである。

引用・参考文献（引用順）

- 1 鷹野光行 1991 「遺跡の整備・活用について—

タイの博物館

- タイにおける事例を中心に—「お茶の水女子大学
人文科学紀要」第45巻
- 2 ユネスコアジア文化センター 1974 「博物館の
近代化に関するアジア地域懇談会—タイ—」「博物
館研究」
 - 3 チィラー・チョンコン 1990 「バンコク国立博
物館」
 - 4 'KHONKAEN NATIONAL MUSEUM'
 - 5 'A BRIEF GUIDE TO THE KHONKAEN
NATIONAL MUSEUM'
 - 6 Suriyavudh SUKSVASTI, 'Thailand HIS-
TORICAL AND ARCHAEOLOGICAL SITES'
'TAT'
 - 7 「アユタヤ歴史研究センター」
 - 8 NRCT 'PHIMAI PURA'

(國學院大學大学院博士課程後期)

現代博物館再考

A reconsideration of The Modern Museum

青木 豊
Yutaka AOKI

- 1. はじめに
- 2. 博物館法に基づく博物館
- 3. 博物館建設の時期
- 4. 有資格者の配属と学芸員資格
- 5. 博物館設立の方法
- 6. 集客力のある博物館の基本要素
- 7. 博物館の概観
- 8. 設置場所
- 9. 入館料
- 10. 博物館内における写真撮影
- 11. サービス施設としての博物館
- 12. 博物館の基盤 コレクション
- 13. ミュージアム・ショップの教育的必要性
- 14. ミュージアム・ショップ商品の必要条件
- 15. 展示の必要条件
- 16. 望まれる博物館展示の姿勢
- 17. ジオラマと映像
- 18. 構造展示と映像－映像機の設置場所－
- 19. おわりに

1. はじめに

「ふるさと創生運動」以来、博物館は地域おこしの花形として、文化施設・社会教育施設の典型と理解されるようになり、つぎつぎに新設館が建設されたことは喜ばしい限りである。

しかし、なかには建設後、博物館がその機能のうえで停滞、あるいは形骸化してしまう例も少なくなく、一面では大きな問題を投げかけている。

これは、博物館建設時に設立博物館の基礎理念の確立をないがしろにし、安易な文化的ムードに乘じ、建設時には比較的恵まれた資金をもつものの、一部の政治的目的や文化人の欲求を満たすことに終始した結果といえる。

さらに、そこに介在する最大の誤解は、博物館は建物である箱をつくり、あり合わせの資料を陳列すれば博物館であるという、旧態依然とした認識がいまだに支配している点である。

加えて、博物館学の学術的研究成果はもち

ろん、現代博物館の骨子である「博物館法」ですら何ら意識しない既存館が存在するのに驚かざるをえない。

したがって、建設された博物館は市民生活とはほど遠い、市民が利用しない隔絶された存在となり、「博物館は遠くにあって思うもの」といった諦観すら生じることになる。その根底に欠如するものは、博物館の建設および運営に関する基本理念であって、理念がないために専門職も配置せず、収蔵品の乏しい美術館であったり、近郊の市町村と何ら変わることのない、金太郎飴のような特徴をもたぬ郷土資料館が多数建設されることになる。

これでは博物館を繁く利用せよというほうが無理難題というものである。

2. 博物館法に基づく博物館

昭和26年に、博物館法は社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基づき法律第285号として定められた、我国の博物館に関する最初の法律である。

勿論、本法制定の基盤には教育基本法（昭和22年法律第25号）があり、更には日本国憲法第23条・第26条が根底となっていることは言うまでもない。

しかし、現代博物館の骨子となる博物館法も施行当初より昭和46年の最終改正を経た今日に至るまでに、数多の博物館学関係者により諸々の不都合箇所や矛盾箇所^(註1)が指摘され今日に至っていることも事実である。

しかし、矛盾・不都合箇所は別問題として現代博物館の設置及び運営に関する基本的条件は遵守すべきであることは言うまでもない。

先ず同法第2条（定義）は、現代博物館とは何かを法的に記したものであり、種々の解釈がそこには存在するが、博物館とは何かを明記した一文章、それも法律的に記したものと把えねばならないものである。

（定義）

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して、教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（…中略）のうち、地方公共団体、民法（明治29年法律第89号）第34条の法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人が設置するもので第2章の規定による登録を受けたものをいう。

つまり、第2条の前半は、博物館の内容について、後半は博物館の設置者はいずれの機関であるかを明記したものである。

博物館の内容を考えた場合、まず第一に博物館とは社会教育機関であり、さらにそれぞれの専門領域とする範囲内での研究機関でなければならない。この点は、博物館が遊園地およびゲームセンター等々と基本的に一線を画するところであり、設置者や運営者はくれ

ぐれも留意しなければならない。

次に「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等と記していることから、多種の専門領域とする博物館が存在することはいうまでもない。したがって、そこには歴史民俗資料館、美術館、自然史館、天文館、動物園、植物園、水族館といった多岐にわたる施設が存在することになる。

逆にいえば、一般に博物館と美術館は別個のもので、さらに水族館などにいたってはまったく異なる組織であるといった誤った認識がまだ横行するように見受けられるが、これらはすべて博物館であり、ただ専門領域を異にするのみで基本理念は同一であることをしっかりと把握する必要があろう。

第2条の前半文中に、「収集、保管（育成）、展示、調査研究」なる語が記されているが、これらは現代博物館の4大機能と称されるもので、博物館である限り履行しなければならない機能であり、いずれの一点が欠如しても博物館として存在しえない。

つまり、博物館の最低機能は、資料を収集し、それらを研究し、さらにそれらの資料を永久に保存し、研究成果を展示することであり、かつこれらを永続することが肝要である。

たとえば、資料の収集に際しては、博物館建設時には鳴りもの入りで意欲的に実施されるが、開館後にはまったく予算がつかず、その後何らの収集も行われない施設が多数見受けられる。博物館にとっては、資料の収集こそが第一の機能であり、収集された収蔵品は博物館の骨格をなすものであるから、収集なくして博物館は存在しないといつても過言ではない。

直截的ではあるが、新たな収集品なくして研究は進まず、展示資料においてもいつまでも同じものだけでは見学者から飽きられてしまう。その結果、「博物館は一度行けばよいところだ」という概念を植えつけてしまいかねない。

現代博物館再考

博物館は資料、すなわち「もの」である。図書館が図書を基盤とする社会教育機関であると同様に、博物館は資料、「もの」を通した教育機関であるがゆえに、収蔵品の善し悪しが博物館自体の評価を決定づける最大要因となろう。

博物館における資料の保管（存）は、それぞれの専門領域とする博物館によってややその比重は異なるが、わが国の70%以上を占める人文系博物館の収蔵する資料の大半は歴史資料であり美術資料であるところから、今日に残された過去の遺産を未来に伝達することこそ、基本的には今日を生きるわれわれ全員の責務であり、それを代表し、社会的に担う機関としての博物館の職責である。

博物館は資料の保管（存）を第一義とし、十分な資料の保管（存）に務めなければならない。そのためには、郷土資料館タイプの博物館にありがちな物置きと何ら変らぬ温湿度調整をもたぬ収蔵庫や、何らの保存効果を考慮しない展示室や展示ケースは基本的には存在してはならないのである。

第三の機能である研究については、博物館は研究機関であるから、当然のことながら研究なくして博物館は存在しないはずである。

つまり、研究成果の累積があってこそ展示をはじめとするさまざまな教育活動が実施できることはいうまでもない。

現代博物館の4大機能のなかでも最終機能である教育活動の中での展示は、博物館の顔である。換言すれば、展示イコール博物館ということになる。見学者が博物館を来訪した際に、直接博物館と接することができるのは展示である。当該博物館が資料保存のうえから優秀な収蔵庫を備え、どれほど立派な保存技術の研究を行っていても、あるいは当該博物館が専門領域とする専門分野のなかでいかに優秀な研究を実施していても、一般見学者には具体的にそれらを目にすることはできない。したがって、見学者にとって博物館の良

否を判断する最大の基準は展示となる。

以上が、博物館法第2条に記されている現代博物館の具体的な内容である4大機能であり、さらにこれに加えて博物館はレクリエーション、“楽しみ”を具備しなければならないと記されている。

再三述べるが、博物館は生涯学習機関であり、研究機関である。これに一見矛盾とも思える“楽しみ”を備えたものでなければならぬのである。

上田篤氏が『博物館からミューズランドへ』^(註2)で解くように、わが国の博物館はこのアミューズメント的要素に乏しく、博物館自体がお役所的な堅いイメージが一般市民に浸透しており、これも博物館への来館を阻害する大きな要因となっていると考えられる。

こうした固定観念を払拭し、博物館は楽しく知識を吸収できるところといったイメージ転換を早急に企てなければならない。

学術的楽しみの拡大は、わが国の博物館が速やかに実施しなければならない最大の課題ともいえる。

博物館法第2条の後半は、「博物館の設置者は誰であるか」を明記したものである。

まず第一に、博物館を設置できる機関は地方公共団体であり、県および市町村がこれに該当し、地方公共団体により設立された博物館を公立博物館と称する。

次いで、民法第34条の法人であるところの當利を目的としない財團法人、学校法人、さらには宗教法人、または政令で定める法人であれば博物館の設置が可能であり、これらにより設立された博物館を前記の公立博物館に対し、私立博物館と称する。もういちど整理してみると、博物館の設置は地方公共団体、もしくは民法第34条による法人、宗教法人、政令で定めるその他の法人に限定され、個人や団体、株式会社等による設置は基本的には認められないことになっている。

しかし、現実には株式会社設立による博物

館や個人設立による博物館が乱立している。これは「博物館」という名称の使用が法的に規制を受けていないことに起因し生じた現象と思われるが、このことがまたわが国の博物館界、一般市民が博物館に対する認識を錯綜させる原因ともなっているようだ。たとえば、筆者が拙宅に「日本歴史博物館」なる看板を明日から掲げても法的には何らの問題はない。しかし、その結果は推察されるとおりである。

第2条による設置者以外の博物館を博物館類似施設、あるいは博物館類似館と称し、まさに玉石混交の状態にある。したがって、まず「博物館」の名称使用を限定するべきであって、やはりその基準は博物館法を最低の基準とせざるを得ないと考える。

つまり、類似館・類似施設の博物館、美術館、資料館と言った名称を基本的にはその使用を御遠慮願い、新設のものには名称使用を法的に限定できるようすべきであると考える。

例えば、昨年に新横浜駅の付近に開館したラーメン博物館も、弱々の展示施設を設営しているとはいえども、如何なる角度から観察しても、一般に理解するところの博物館でないことは明々白々であるところから、その名称使用に何らかの法的規制により、名称変更を願うものである。ラーメン博物館にとって、その設立・運営上「博物館」なる三文字が不可避とも考えられず、むしろ「博物館」の名称使用により一般社会内に於ける博物館に対する誤認を生じさせる結果となっている点が重要と言える。

このような局面での「博物館」の使用が所謂パロディーであると誰もが理解できる程、博物館に関する我国の社会は熟していないのである。

次いで、資料館、美術館、記念館等の名称も、厳密には資料館型博物館、美術博物館、記念型博物館であって、名称の違いはそれぞれの有する機能や専門領域の差異により派生したものである。

一般に誤認されているのは、規模の大きいものは博物館であり、小規模なものは資料館とする考え方である。しかし、博物館と資料館の違いは建物の規模ではなく、詳細は割愛するが前述の4大機能の重点のおき方の違い、機能の差異により使い分けるべきものなのである。

博物館法に基づく博物館は地方公共団体が設立することができることはすでに述べたとおりだが、地方公共団体が設立した博物館はおしなべて博物館法に基づく博物館であるかといえば必ずしもそうではない。つまり、第2条の末尾に記されている博物館法第2章の規定による登録を受けたものでなければ、法的にいう博物館ではないのである。博物館法第2章の規定の概略は、「当該施設が教育機関であり、研究機関であって、本目的を達成するために必要な博物館資料を有し、さらに専門職員である学芸員とその他の職員を配置し、当然であるが本目的を達成するために必要な建物と土地を有し、年間150日以上開館する」ことが基本的要素となっており、この基準をクリアすれば法を遵守するところの博物館となる。

したがって、地方公共団体の設立による市町村立博物館であっても、学芸員を配置せず、乏しい収蔵品を展示ではなく陳列しているようでは類似施設と呼んだほうがよく、イメージの低下を促すものといって過言ではない。これらの博物館の内容が改善されたとき、わが国の博物館レベルは大きく向上するものと予想される。

ではなぜこの種の博物館が数多く出現したのか、あるいは現在も建築されているかだが、これは流行病のように一時のブームに乘じ設立の理念固めを怠り、建物さえ建てれば博物館であるといった安易な考えが生んだ所産と考えざるをえない。

3. 博物館建設の時期

私立博物館は別として、県および市町村立による公立博物館は、昭和48年の文部省告示第164号「公立博物館の設置及び運営に関する基準」第3条に次のように定められている。

(設置)

第3条 都道府県は、総合博物館又は人文系博物館及び自然系博物館を設置するものとする。

2 市町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、地域社会の生活、文化、自然等と深い関連を有する資料を主として扱う総合博物館、人文系博物館又は自然系博物館を設置するものとする。

わが国の都道府県および市町村は、この文部省令に基づき公立博物館を設立している。ただし、条文から明らかなように、いつまでといった期限は定められていない。都道府県立による博物館の建設はおおむね終了しているが、全国3,300余の市町村に至っては3分の1弱が博物館を有する程度で、これからといった現状にある。

前項でも述べた本来の博物館機能を伴わず、その結果、閑古鳥すら存在しない一部の市町村立博物館の博物館としての失敗要因を考えた場合、大別して3つの原因が想定される。

第一は、当該地方公共団体における設立時期の誤認、第二は学芸員資格を有した専門職員の無確保および無配置、第三は、博物館設立に伴う設立理念の欠如、もしくは調査計画・基本構想・展示構想の遺漏である。とりわけ設立時期の誤認がすべてに影響を及ぼすので、究極的にはこれが最大要点と考えられる。

博物館の設立は、その時期が早いほど望ましいが、一度建設が終了すれば、成功にしろ失敗にしろ再度の建設には半世紀から1世紀を要するのが常である。つまり、一度建ててしまえば建て直しは簡単にはできない。したがって、よい時期、機が熟した時点で、その

ときに考えられる最高の建設内容を用意して開設することが大切である。

よい時期、機が熟したときは、まず当該地域において、道路敷設・舗装、上下水道が完備し、次に斎場、ゴミ焼却場の建設が終了し、さらには学校建設、市町村民プール、体育館建設が完全に終了した時点で訪れる。

博物館法でも明確なように、博物館は教育委員会の所管であり、教育委員会は文化面を担当する部署であるがゆえに、予算の配布がハード面を担当する建設課、水道課等に比べどうしても後回しとなるのが世の常である。

したがって、当該行政においてハード面が終了し、全体予算にはじめて余力が生じた時点で完遂することが望ましい。失敗例の多くは、ハード面の終了を待たずに博物館を建築したものの、設立後の予算がつかず停滞し形骸化する。運営が停滞するからさらに予算の配布は減少するといった悪循環に陥る結果となり、本来の博物館としての機能をもつことなく、利用価値のきわめて乏しい空虚な建築空間だけが無意味にそびえ立つものとなっている。

4. 有資格者の配属と学芸員資格

館法第4条第3項に「博物館に、専門職員として学芸員を置く。」と明示されているように、図書館には有資格者である図書館司書、公民館には社会教育主事が置かれる如く、博物館には専門的事項をつかさどる学芸員が必要である事は今更申すまでもない。

しかし、「公立博物館の設置及び運営に関する基準」(文部省告示第164号)の第12条には、都道府県及び指定都市の設置する博物館には17人以上の、市町村の設置する博物館には6人以上の学芸員及び学芸員補を置くものと明示されているが、県立博物館は概ねとしても市町村立博物館に至っては、まだまだ本条の定数に満たないのが現状であって、未だ皆無という市町村立の博物館も決して珍しくない。

また、館法第4条には専任・非常勤の明示がないところから、非常勤職員や教育委員会との兼務職員等が多く認められるようである。

しかし、博物館には当該博物館の専門領域に合致する専任学芸員が配置されて、はじめて博物館は機能するものと考えられる。

次に学芸員資格及び資格取得については、⁽¹³⁾館法定時から先学諸氏より論議されているところである。つまり、現行法での学芸員資格はすべての学域を超えて一本化している為、仮に美術館が有資格を採用条件に学芸員を募集した場合、植物や岩石等々も専門領域とする有資格者が、また、水族館が学芸員を募集した場合、美術専攻者や古文書専攻者が採用されうる事も有りうる点である。

当然、ここで言う各学域での専攻は、大学4年間程度のものであるから、「長き人生において遅すぎると言うことは絶対にない。」の格言どおり、動物学を専攻した者が、歴史系博物館に入り、それを契機に歴史学の研究をはじめ当該博物館の専門領域に合致しうる事も想定されるが、しかしその多くは上記の如くには運ばず、本人と博物館側の二者に無益な結果となった事例を今でも耳にする。

従って、せめて教員免許の種別の如く、理科・美術・歴史・地理といった程度の細分割が必要であると考える。

そもそも、事、從来学芸員資格は人文科学系と自然科学系の二者に区別されていたものを、昭和30年の博物館法改正により現行の一本化が図られた経緯がある。

その理由は、我国の大半を占める郷土資料館タイプの博物館は、人文系と自然系の両者を併存する博物館であるところから、学芸員資格も人文科学系と自然科学系に分けるのではなく一本化した方が、その交流も円滑であるとの観点より、人文科学系・自然科学系の区別は取り払われ、現在に至っている。

これは、倉田公裕氏の言う総合博物館的発想に基づくものであったかどうかは疑問であ

るが、本条の改正約40年を経た今日、倉田氏の提唱する総合博物館は普及せず、むしろ博物館に於いて我国の学問形態と同様、より細分化がなされていると看取されるところから、学芸員資格の細分化は不可避と言わねばならない。取りあえずは少なくとも昭和30年の改正以前である人文科学系と自然科学系の二分割制にもどす事が急がれる。

5. 博物館設立の方法

博物館の設立には、現代博物館の機能を全うできるだけの設立の理念づくりが不可避なものとなる。博物館設立理念の策定は、博物館設立の、あるいは設立後の活動にまで及ぶ骨子となるものであって、博物館を国家にたとえれば、憲法に相当する。

こうした観点から、博物館設立計画当初における設立理念の確立こそが、設立後の社会の要求に対応できる、より好ましい博物館を完成させる基盤となる。したがって、博物館設立の基本理念の趣旨によっては、博物館の設置場所、規模、予算、それに設立後の博物館の性格を決定づける要素としての資料の収集、保存、調査研究、展示教育など細部の博物館の将来活動に至るまで微妙に変化するところとなる。

博物館設立理念の策定は、個々のケースによって大きく異なるが、いずれにせよ博物館の経験のある専門学芸員を中心とする関係者間で、必要ならば外部の博物館建設の学識経験者をアドバイザーとして交えて、慎重に検討し作成しなければならない。

博物館設立の理念が確立すれば、おのずと博物館の目的と性格が明白になってくる。そこで、目的と性格を満たすべき資料として、おおむね次のようない内容の調査を実施する。なお、これは博物館設立段階の次段階である基本構想策定のための基礎調査となる。

- ①当該地域の特性に関すること
- ②近在する博物館および類似する要素を有す

る既存の県・市・町・村立施設に関すること

③地域住民の博物館への要望に関するこ
基礎調査を基本資料とし、次に基本構想に
移行する。

基本構想はそれぞれの博物館によって多少
異なるが、一般には次の内容に関するもので
ある。

- ①博物館設立の目的・性格
- ②博物館の設置場所
- ③博物館の規模と施設設備
- ④資料の収集、保存、研究、教育などの
機能とその内容
- ⑤予算、職員とその機構など

以上の5点が要約される事項であり、この
基本構想策定には基本構想委員会が組織され
てその任に当たるのが通常である。

基本構想委員会のメンバーには、経験と実
力を伴う学芸員を中心に博物館を専門学域と
する研究者や学識経験者、その地域における
社会教育関係者や学校教育関係者を選任する
ことが望ましく、必要に応じて建設を予定する
博物館と同様な性格の博物館学芸員や、市
町村の場合なら県立博物館の学芸員に参入願
うのも良策である。

以上の設立理念の策定から展示構想までを
省略し、建設業者にすべてを委ねる博物館建
設もなかり見受けられるが、それらの多くが
博物館としては機能しない。空虚な建築空間
となっていることは事実である。

6. 集客力のある博物館の基本要素

しばしば話題にされる既設博物館の低迷ぶりは、どうやら面白くないという一言に尽きるものと思われる。

博物館法第2条で明記されているレクリエー
ーション面については、わが国の博物館の大
半が具備しておらず、むしろ運営者側は博物
館は研究機関であり、教育機関であることの
みを先行させた結果、博物館は堅苦しいお役

所的存在となり、市民生活とは隔絶したもの
となっている。つまり、わが国の博物館はレ
クリエーション、“楽しみ”面を軽視してきた。

ここで基本として設置者側が常に認識して
いなければならないのは、博物館教育（社会
教育）は学校教育と大きく異なるという点で
ある。学校は行かねばならないが、博物館は
行く必要はない。博物館に行かずとも呼びに
はこないという点である。つまり、博物館の
利用は市民の自主性に委ねられなければなら
ず、自主的に足を向けた来館者があつてはじ
めて博物館が目指す博物館教育が行なえると
ころに特色がある。

したがって、博物館教育の第一歩は利用者の
来館を促すことであり、次には当該利用者の
博物館での滞留時間をいかに延長できるか
の2点に集約されると考える。閑古鳥すらい
ないような利用者の少ない博物館は、社会教
育機関ではないことになる。

こうした点から考えれば、博物館は“樂し
み”が第一義に位置づけられるべきである。
楽しみが介在しなければ集客はどうてい望め
ないし、利用者が訪れなければ博物館教育は
果たせないという図式が成立するからである。

博物館は英語でmuseumと表記し、同じく英
語で楽しみを意味するammusementとスペル
が近似するところからも、博物館は楽しみを
基本とする施設であることが理解できる。

アメリカやヨーロッパ諸国の博物館はわが
国とのそれとは異なり、展示が優れ、美しく、
利用客も多く素晴らしいということを耳にする。
しかし、展示を比較した場合、けっして
わが国の博物館展示が劣っているわけではな
く、それは文化の差異に起因するものである
とみてとれる。

つまり、コレクションの優劣は別として、
展示のみに視点を定めた場合、その技法はわ
が国の博物館のほうが勝っているとすらい
るのである。したがって、社会情勢の違いが
入館者数に反映しているとしか思えない。つ

まり、博物館の楽しみという面では同レベルであっても、わが国の場合は博物館以外の娯楽施設があまりにも多く、極論すればこれらゲームセンター、パチンコ、ゴルフ等々を凌駕する博物館を設置しない限り、集客力を高めることは絶対に不可能であるといわざるを得ない。

たとえば、世界最古の野外博物館であり、年間600万人の集客力を誇るスウェーデンのスカンセン野外博物館をわが国へそっくり移築したとしても、どれだけの入館者が望めるだろうか。おそらく川崎市立日本民家園と同等、もしくは劣るといって大過ないものと予想される。

わが国の錯綜する文化社会に適合する博物館は、従来の枠を超えないものや、歐米諸国の博物館を範とした荒削りなものではもはや対応しきれず、日本人の細やかな感情に合った楽しみのある、知的欲求を満足させる快適空間で満たされていなくてはならない。

7. 博物館の概観

昨今の新設館のなかには、ホテルと見間違うばかりの豪華な概観やロビーを有する博物館がある。この点は、わが国の社会全体が豊かになり、清潔で豪華でなければ満足できないといったレベルに突入した状況をうかがい知るところでもあろう。

したがって、設置する博物館の建物は、清潔、豪華が基本条件となり、建物の外観は当該地域の自然的あるいは歴史的特質をイメージさせる特徴的な外観、ランドスケープを呈することが必要であると考えられる。

建物の外観といえども、集客に関与することは事実である。遠望がきき、特徴的建造物であるだけで人々の注意を換起するからである。たとえば、日本人にとって最良の例は城、つまり天守閣であって、天守閣を建築外観とする博物館も少なくない。これが集客の面で良好な成果に結びついている。

次に建物の内部構造については、見学者にとっては快適な空間であり、管理者にとっては使い勝手のよさが基本に据えられていなければならない。そして同時に資料の保存を第一義とする内部構造、設備を有する必要がある。

このため、上記条件を満たし、さらに身体障害者の利用を勘案すれば、博物館はワンフロアであることが好ましい。その点では、ランドスケープでは最良ともいえる天守閣は、多層階となり、さらにその構造上、柱や階段等が限定されるので使い勝手は悪くなる。

以上の如く、博物館の概観はそれなりのウェイトを持つものと考えるが、倉田公裕氏は『博物館の風景』の中で「すぐれた機能をもつものは、またすぐれた外観を持つ。」即ち、機能から外観が生まれると記している。更には、博物館はモニュメントと考えている傾向が強く、記念物的外観発想を批判する意味で「博物館はもはやミューズの神殿でもあるまい。」と記している。

機能から外観が生まれると言う明言には賛同するが、本当に機能のみに始終し記念物的発想を博物館の外観に求めてはならないのだろうか。当然そこには頻度の問題もあるが博物館の外観は機能の追求のみではなく、無駄であっても当該地域の風土や当該博物館の専門領域等々を象徴する建造物が必要であると考える。

8. 設置場所

博物館設置場所の必要条件の第一は、当該博物館の専門領域に応じた博物館的環境を有する地域であること。つまり歴史・美術館といった人文系博物館であれば、当該地域における遺跡や史跡が遺存する地域が好ましく、また自然系であればそのなかでの専門領域により異なるが、川・沼・自然林といった博物館の内容に関与する環境が存在する地域が最適といえる。

第二には、必然的に人々が集う場所であることが肝要であり、第三には交通の便のよい点があげられる。

しかし、以上3点を満足させうるような、城や遺跡等があり、駅前であって、さらにデパート等に隣接しているといった土地の確保はきわめて困難であろうが、最も望ましいことには違いない。

好立地が望めないとなると、交通機関は車に依存しなければならないところから、駐車スペースの確保が要件となる。それも博物館に隣接して設営できるとよい。

散策等を目的とし、駐車場から博物館まで長距離のアプローチを設ける例も多数みられるが、基本的な良否は別問題として、博物館の入口まで車の横づけが可能でなければ人は集まらないと考えたほうがよいだろう。

9. 入館料

博物館法第23条に、「公立博物館は利用者に対し、原則としてその対価を徴収してはならない」と記されているように、より多くの来館者を招き社会教育を実行しようとする博物館であるならば、入館料の徴収はしてはならない。

博物館は無料であるべきである事も、かなり以前より下津谷達男氏⁽¹⁶⁾によって過去再三議論されてきた問題でありながらも、千葉県立のすべての博物館ではじめとする全国でも数十館の無料館が認められるものの、大半の博物館は未だ有料である。

わが国の多くの公立博物館は、公立でありながらも深慮なく、館法第23条の但書きの条文の本筋を曲折した解釈をもって、わずか200~300円の徴収を安易に実施している。何の意味があるのかきわめて疑問なところである。

200~300円の入館料といえども、その設定がどれほど入館者を阻害しているかを再認識すべきであり、博物館教育の基本に立ち返る

べきであると考えられる。

税金で運営されている公立博物館にあってはきわめて不思議としかいいようのないことである。博物館と同様の社会教育機関の図書館は無料であるところからも、ますます判然としないものがそこにある。

筆者の知る限りでは、入館料の徴収の目的は博物館の維持運営の資金を得るためにものではなく、入館者の管理を入館料によって行なうとするものであろうと予想している。この点は博物館の入館料の安価なことからもうなずけよう。また、入館料を徴収するにあたっては、そのための職員も必要とするが、その人件費を考慮すれば明白なことである。しかし、入館料により入館者を管理・規制するということは、まったくの場違いとしかいいよいいうがあるまい。入館者の管理が必要であれば、異なった形態はいくらでも実施できよう。もし本当に博物館が維持運営のための資金を必要とするのであれば、ミュージアムショップにより入館料に見合うだけの収益を上げればよいのである。

また、入館料を徴収することは大きな弊害を生み出す。

日本人の多くは欧米諸国の人々ほどは博物館を日常生活の身近なものとして感じていない。それは博物館の利用のしかたの訓練がなされていないことが原因として考えられる。つまり、欧米ではそれを誰かに教えられるのではなく、少年・少女期において博物館を遊びの場として利用することに端を発し、成長とともにおのずとその本来の利用法を理解し、日常生活の一部に組み込んでいくものと解釈される。

筆者が実見したイギリスの「大英博物館」では、学校を終えた子どもたちが展示室に集まり、エジプトコーナーのミイラの陰でかれんばや鬼ごっこらしき遊びをしたり、展示品のスケッチをしたり、あるいは学校の宿題であろうかその調べものを行っているなど、

現代博物館再考

各自が自由に博物館を利用していた。おそらく、このような過程を経て博物館の利用法を理解していくものと推察される。

ひるがえって、わが国の場合は、知識欲の最も旺盛な時期に博物館利用の訓練がなされなければならないにもかかわらず、足を運ぶ際に入館料という障害が大きく阻んでいる。公立博物館のわずかな入館料も、子どもにとってみれば大きな負担なのである。大人になってから訓練しても、もはや遅すぎる。

さらに、地域おこしの核として博物館を設置することは好ましいが、一部にみられる公立でありながら収益の追求に重きをおく博物館は、設立の理念が不純であるといわざるをえない。公立博物館は基本的に利潤を上げる必要もないし、けっして儲かるものではないということを認識すべきであろう。

10. 博物館内における写真撮影

わが国の博物館内での写真の撮影は、おおむね禁止されているとみて大過ないであろう。

しかし、資料保存の観点と他の見学者の迷惑になるストロボやフラッシュ使用の撮影は基本的に別問題であるが、通常写真の撮影は許可すべきである。

博物館における写真撮影禁止の唯一最大の理由は、所蔵権のようだが、博物館内で公開している限り、たとえ借用・寄託・寄贈資料であっても所蔵権は放棄し、自由な写真撮影を見学者に許可すべきである。

つまり、見学者が博物館をつまらぬものと感じる最大の理由は、諸々の面で生じる不満足であり、写真もそのひとつと看取せられる。

日本人は写真が好きである。といっても外国人にみられるような紙焼き後の写真を大事にするといったものではなく、写真を撮ることが好きな民族といえよう。シャッターを押すことに意義と満足を得る習性があるようであり、その証拠に現像後の写真をその後何度も見ることはない。

旅先でシャッターを押すことによって思い出、もしくは自らの原風景をつくろうとするのである。このため、シャッターを押せない博物館は潜在的に不満足であり、つまらぬものとなる。

また、写真撮影を許可するだけではなく、記念撮影を行なえる情景、つまり展示のなかで記念撮影向きの展示を随所に組み入れることも必要となる。たとえば、どこかの観光地へ行った際でも、ただ漠然と雑木林の前や道路端で撮影はしない。誰もが当該地域の特徴である山や滝、鳥居や石碑といったものを背景にするアングルを選定すると同様に、写真撮影向きの場である当該展示コーナーを象徴する背景用の展示が、もはや必要な時点に達しているものと考える。この点は、参加型展示の一端となろうし、博物館への不満の一つを解消するものと確信する。

11. サービス施設としての博物館

博物館は、教育機関であり研究機関であるが、そのうえサービス機関でもなければ利用者の集客は望めない。したがって、博物館は人間の心理を満足させうる快適空間であり、そのための諸施設を必要とする。

それらの構成施設としては、従来の博物館としての基本的施設は別として、駐車場、休憩所、喫茶、食堂、売店、ミュージアムショップ、自動販売機、コインロッカー、授乳室等が考えられる。

駐車場は、前述のように、なるべく博物館の入口に近く設定し、無料でなければならぬ。

休憩所は、展示室の面積にもよるが、展示のコーナーごとに設けることが好ましく、同時に喫煙コーナーも設けねばならない。

喫茶、食堂も集客のためには不可避の施設であり、基本的には当該博物館の専門領域に合致する特徴ある飲物、料理等を提供することが切望される。

また、レストランは建物の外部からも一般客が視認できるものであって、博物館の内部からとは別途に入れる入口を構成すべきである。レストランのみを目的とする人々であっても、博物館の敷地内に人を呼び寄せることができれば、博物館の第一歩のアプローチが成功したことになる。

ミュージアム・ショップでは、売店、自動販売機等の基本的是非を別として、今日の人々の欲求を充足すべきドリンク類やタバコ、使い切りカメラ等々が当然必要となる。また、来館者の滞留時間を延長させるバックアップとして、コインロッカー、授乳室等も設置する必要があろう。

12. 博物館の基盤 コレクション

収集は四大機能の中でも第一義的機能として把られねばならないものである。

つまり、収蔵品は博物館の生命である。そのため収蔵品の良否が博物館の決定要素となる。わが国の公立博物館の低迷は収蔵品の乏しさに起因するもので、逆に私立美術館の集客力は収蔵品の充実ぶりによるものであることは明白である。

資料の専門領域により異なるが、極論すれば収蔵資料が優秀であれば、展示技法は不需要といつても大過なかろう。ボストン美術館やロンドン科学博物館等々の欧米の博物館の強みは、収蔵品の卓越以外のなにものでもない。

ひるがえってわが国の博物館や郷土資料館の多くに該当するように、一時それも断片的な収集による収蔵品では本来博物館は成立しないものと考える。

確かに、欧米の博物館と我国の博物館のコレクションでは、比較にならないと言っても過言ではなかろう。日本の博物館は薄物館であると倉田公裕氏がいみじくも揶揄するように特別展と貸ホールで運営する美術館など本来存在してはならないものである。

しかし、現存するその原因は、収集理念に基づく資料の蓄積を待たず、短絡的な博物館建設を行い、開館後は収集機能が皆無である為である。こういった状況では、もはや博物館の名称の使用を再考すべきである。当該博物館の設立理念に基づき、そこに研究成果が常に介在する収集理念があってこそ、はじめて人をして魅了させにはおかしい良質のコレクションが生まれ、それが、当該博物館の基盤となり、そして博物館の顔をつくり、特質をつくるものとなるのである。

よく言われることだが、収集は、古くは蒐集と表記したように、草の根をかき分け、心を鬼にしてものを集めることであり、短期に完成するものではなく、永続させなければならないことを忘れてはならない。

また、博物館の集客の基本はコレクションにある事も博物館設置運営者は忘れてはならない。

従って、よく目にする乏しい収蔵資料あるいはまとまりのない収蔵資料でも今日の展示技術を駆使すれば一見立派な展示が出来あがるが、それらは二度と見学者を呼べないものである事を認識せねばならない。

故に、優秀な収蔵品を持たない博物館建設は控えるべきで、資料の収集・調査に専念すべき時であることを自認せねばならない。

13. ミュージアム・ショップの教育的必要性

博物館におけるミュージアム・ショップの教育的必要性については、従来よりあまり論じられる事がなく僅かに拙稿のみと思われる。⁽¹⁸⁾

しかし、東京国立博物館のミュージアム・ショップが大型化して以来、各博物館に於いてミュージアム・ショップの強化・充実の傾向が認められるようになって来た事は喜ばしい限りで、国立科学博物館のショップの充実ぶりには驚かされる。

基本的に博物館は、研究機関・社会教育機関であって、「もの」を売る機関ではないと言

現代博物館再考

う考えが潜在的に存在する。

この点も理解出来得ないでもないが、本稿で述べるところのミュージアム・ショップは、その利潤を追求するところに目的が決してあるのではなく、以下詳述するところの教育的役割と博物館を役所的認識から脱した、より身近なものとして市民と関係を結ぶ手段としてその果たす役割は生じて来るものと考えるのである。

欧米のそれと比較すると我国の博物館は未だに社会生活とは隔絶した感を有するものである事は、否めないのであろう。

この差違には、それぞれの国の国民性、文化的相違が介在する事は基本的に踏まえねばならないが、一般的に欧米の博物館はレジャー・やレクリエーションと言った市民生活に不可避な「楽しみ」と言う点に対する配慮が充分になされて来た事が、今日の両者間の違いとなって現れているものと看取せられる。

つまり、我が国の博物館法の第2条、定義の中で博物館の担うレクリエーション面を明記しているにもかかわらず、ややもすればレクリエーション面が置き去りにされ、教育面のみが先行し博物館とは難しいと言うようなお堅いイメージがそこに確立し、一般公衆にとっては身近なものにはとても見えず、所謂お役所としてほど遠いものとなっていると思われる。

この点が現代博物館に欠如する最大の弱点ではなかろうか。先ず博物館を楽しみのある場として、人々を呼び寄せる事から博物館教育は始まるものと考えられる。博物館の英訳である、Museumは、英語の楽しみを意味するAmusementに近似する事からも、博物館は研究・教育機関であると同時にレジャー・レクリエーションの場である事を再度認識しなければならない。

博物館が公衆に対し見てほしいもの、理解してほしいものは、博物館の顔であるところの常設展示である。この常設展示品の理解度

を深める為にもミュージアム・ショップは必要となってくるものと考えるのである。あくまでミュージアム・ショップでは単なる土産物売り場ではなく、教育理念に立脚した展示の延長としての意味をも併せ有する点を理解せねばならないものである。

即ち、観覧者にとって博物館に於ける展示資料は、所有する事はもとより手に触れることすら出来ない常に一方的なものである。しかし、人間の本能としていざれのものに対しても、所有欲、あるいはさわって見たい欲求や獲得欲がある事は否めない事実であろう。この入手し得ない資料に対して、獲得欲との間隙を埋める手段としてミュージアム・ショップの商品がある。と同時にまた見学者にとっては博物館に行った記念に、理解した知識を留める意味で、何らかの形で持ち帰りたいと思うのが、自然の要求であって、ミュージアム・ショップの商品は、観覧者の要求を満たしてくれるものとなる。

博物館に限らず、我々が旅行をすると必ずと言って良い程、それがほんとうは不必要なものであってもそれぞれの土地の土産物を買う。このことは、そこに行った証拠を、つまり自分の原風景を残そうとするものである。博物館もミュージアム・ショップで、その基本的な要求に応えねばならない。それが出来なければ、「土産物一つない温泉地はつまらない」と同様にあの博物館は、「つまらない」に直結することとなるであろう。

以上のような人間性の基本的な要求にミュージアム・ショップが応える事が、博物館の楽しみに結びつくと同時に、ミュージアム・ショップの商品は後述する如く、温泉地の温泉饅頭とは大きく異なり、教育的効果に基づいて作製されたものであり、その商品の取材した实物資料の由緒及び学術的情報を記したコメントカードが付されているものであるから、展示室に於いて实物資料の説明文を熟読しなかった見学者でも、改めて我が物になっ

た商品のコメントカードを再読する事により自分が購入した商品の由緒・学術性を、ひいては展示室にあった実物資料の詳細を熟知するであろう事は容易に期待し得る。

以上のような観点で、当該博物館の収蔵品より取材した商品を扱うミュージアム・ショップの必要性は生じて来るものであるが、これとは逆に魅力ある商品群を取り扱う事により結果としてミュージアム・ショップへ、即ち博物館へ公衆を呼び寄せる事になる事も十分予想出来得る。

14. ミュージアム・ショップ商品の必要条件

以上のような目的を達成するミュージアム・ショップの基礎となるのは魅力のある商品である事は言うまでもない。

日本の博物館のミュージアム・ショップでは、図録や絵ハガキ程度の商品が一般的であり、これは余りに貧弱であり、人々を引きつける魅力など全くないと言って良い程であって、ミュージアム・ショップ本来の機能を果たし得ないものとなっているのが現状であろう。

ミュージアム・ショップの商品の必要条件の第一は、当該博物館の収蔵資料の形態・意匠等をあくまで素材にしたものでなければならないし、逆に実用化された個々の商品よりも誰れしもが実物資料を容易に彷彿出来得るものでなくてはならない。また、それぞれの博物館の収蔵資料に関連するものでなければならぬ事は原則である。換言すればその博物館のミュージアム・ショップでしか購入できないと言う点が極めて重要である。従って、全国どこのセブンイレブンでも取り扱っているような商品であってはならないのである。

つまり、芸術的あるいは芸術的香りを内蔵したこの独自性が来館者の欲求を満足させるステータスとなるのである。

次に必要な事は売れる商品でなくてはならない事である。それには品数が豊富な事と、

一点の展示資料より取材したものであっても、奇をてらった、一寸面白いものから高級なものに至るまでバラエティーに富むものでなければならない。当然価格の面においても、子供が購入出来る安価なものから貴金属をあしらった高額な商品に至るまでを必要とする。仮にキーホルダー・ステッカー・絵葉書等の安価な商品のみで売場を始終した場合は、ミュージアム・ショップが社会的なステータスとは成り得ない要因となるであろう。

また、商品に要求される事は展示資料の單なる複製品のみに限定されるのではなく、実物資料の意匠等をアレンジした日常生活に耐え得る実用品を製作する事も販売増加につながる重要な点であると考えられる。それと同時に、例え絵葉書・キーホルダーにしても、20~30種のバラエティーがなければならない。数多くの種類の中から、来館者が自由に選択できるという事がまた重要なのであり、かつ購買にも直結するものと考えられる。

第三の条件としては、ミュージアム・ショップの個々の商品には必ず、当該商品の学術的情報や由緒を記した由緒書を付け備えなければならない。この付加された由緒書きこそが、ミュージアム・ショップを博物館展示の延長とするものであり、教育的役割を果たすものである。

また、コメントカードにより、スーパーマーケットの商品には認められない学術的、芸術的な付加価値に来館者は満足すると同時に、ミュージアム・ショップ自体のステータスも高められるものであると考えられる。

以上のような観点から、ミュージアム・ショップの商品は、それ由に教育目的を礎とし、優れたデザイン、そして実用的な機能を追求し、しかも常に高品質を備え制作されたものでなければならないと考える。

15. 展示の必要条件

博物館に於ける展示は最大の機能であり、

現代博物館再考

一般人にとって究極的には展示イコール博物館と言う概念すら存在していると言っても過言ではない。

つまり、見学者が博物館と接する事が出来るのは通常展示室である。当該博物館が資料保存の面でどんなに立派な収蔵庫を保持しているようとも、あるいはどんなに優秀な研究を行っているようとも、これらは見学者は直接目に見る事は出来ず、接する事が出来るのは展示室のみである。

従って、一般見学者が当該博物館を評価する最大の基準は展示室であり、展示は博物館の顔と言えるものである。

展示とは、言義でも理解できるように展示して示すことであり、そこには他人に見せようとする積極的な意志が介在したものでなければならない。更に、ものを通して面白く知識を伝達することであり、類語である陳列とは大きく異なる。

展示の原則については、棚橋源太郎はその著「博物館学綱要」⁽¹⁹⁾で「博物館で物品を陳列する目的は、第一は物品を観衆の眼に愉快に映せしめること、第二は知識伝達の方便として物品を利用すること、この2つ以外には出ない」と述べ、博物館展示を愉快に、面白く見せるということに重点をおき、さらには展示をもって知識を伝達、学習させるということを明文化した。わが国における博物館学の黎明期において、基本的には今日の展示の一般的な方法論と同一のものを提示している。

ところで、今日の博物館展示の本質的欠陥は、見学者に対し一方的である点に尽きる。つまり、見学者は常に受身であるために、当然心理的不満が鬱積することになる。見れば触れたい、自分のものにしたい。より多くの情報を得たいといった欲求が常につきまとつ。

この博物館と見学者の心理的矛盾の間隙を縫うものとして参加型展示があげられる。

それも従来の押しボタン等の参加ではなく、映像によるインターラクティブやミュージア

ムワークシート、展示の延長としてのミュージアムショップ等が考えられ、これらを駆使し相互関係をもたせることにより、飽きさせないインパクトのある展示が実現できるものと思われる。

また、館内での滞留時間を延長させることは、教育の全うに直結することもあるから、展示のなかに解答を組み込んだ知的欲求をくすぐる問題集や、潜在的な獲得欲、所有欲を充足しうるミュージアムショップ等に代表される参加型展示が不可避となる。

ミュージアムショップは前述の通りで、博物館展示問題集であるミュージアムワークシートとは、博物館展示を見物者に塾覧させることを最大の目的とするものである。塾覧を通した展示資料の理解の要請と再度の来館を促すことを目的とする。したがって、そこに提示される問題は展示に連動することが基本であり、展示を見ることにより解答が得られるものでなければならない。問題は楽しく学べてしかも知的欲求をくすぐるクイズ的出題とし、さらに1週間程度で問題を取り替えられることもリピートさせるためには不可欠な要素となる。したがって、ひとつの展示を実施するにあたっては、何十問もの問題を出題できるものを構想段階から考えなければならない。これを怠ると問題と展示がかみ合わないちぐはぐなものとなるであろう。

今日、わが国の一端の博物館で実施されているワークシートは、展示のなかに解答が存在していないかったり、常に同一の問題であるといった不都合が感じられる。これは問題作成を意図せずに展示を構成した結果といえよう。ミュージアムショップの商品作製についても同様であるが、展示構想時においては、これらの点を十分に配慮することが重要である。

さらに、博物館教育の最大の難点は、見学者のそれぞれの分野に対する知識が一定でないために、ひとつの展示では基本的に無理が

あることである。そこでいくつかのレベルの展示が行なえれば最善であるが、予算的にも面積のうえからも不可能であろう事は明白である。

そこで打開策として揚げられるのは種々の展示形態の中でも、所謂二元展示が最も望ましいものと考える。

つまり、人々が博物館に対して抱いている基本的なイメージは、その名が示すとおり、珍奇なもの、古いもの、高価なものが数多く所狭しと収蔵されていることである。この点が充実されない限り、利用者側の心理としては何か物足りなく頻度が増せば不備を通り越し、詐欺の被害者意識すら生じてくるといつても過言ではなかろう。

即ち、この場合前句の如くコレクションの質と量が大きく本展示も決定づける事となる。

今日の新設館の多くは、種々の展示技法を駆使し、きれいではあるが何かもの足りない、見学後何も残らぬといった奥行のない展示が横行している傾向が感じられる。この点は、実物資料展示の乏しさの一言に尽きるものである。

従って、望まれる展示とは先ず前述の如く基本的に参加型であり、映像展示等を含め展示技術を駆使した概説展示をプロローグとする。これで終了するのであれば、昨今の一般的展示とあまり変わらぬが、更に当該部門に精通した見学者を主対象とする収蔵展示を行うことである。

16. 望まれる博物館展示の姿勢

以上のように、展示の基礎は収蔵品であると言っても過言ではなかろう。

従って、展示には収蔵理念に基づくコレクションが必要であり、収蔵理念は研究によって決定されるものである。

ここで注意しなければならない事は、展示技法及び装置（二次資料を含める）と実物資料との展示上の割合である。

つまり、収蔵品もなく研究に基づく展示理念がなくとも、展示専門業者に委託しさえすれば一見それなりに博物館らしい展示は完成するのが現状のようである。

しかし、それらは前述の通り見学後何の印象も残らないと言った展示をしばしば目ににする。博物館展示構想までを委託した展示は、博物館展示ではなく、学芸員の大罪であると考えるべきであろう。

学芸員にとって展示は、成果物であると考える。つまり、展示の構成は論文や作品と同様に当人の業績と考えるべきものである。

従って、優秀な展示は十分に評価される必要もあるし、逆に稚拙なものは批判される事により改良されていかねばならないものであろう。この点は鳴村元宏氏も「博物館の展示も、学問的な批判にさらされる時期にきてはいるのではないだろうか。」と述べられている。

17. ジオラマと映像

博物館展示に於けるジオラマについては、金山喜昭による「博物館展示法の一考察」に詳しいが、18世紀にパリで考察されたジオラマは1915年イギリスのバロック博物館で博物館に於ける最初の展示装置として登場し、その後、アメリカに至りアメリカの博物館展示に於いては不可欠と言っても過言でない展示装置として隆盛を迎えたものである。

我が国へは、1932年東京科学博物館（現国立科学博物館）に登場したのが我が国に於ける博物館展示でのジオラマの初現であり、今日通常的な展示装置とまでなっている。

ジオラマは、直訳すれば“生態展示”であることからも明確であるように、アメリカに於いては実物の動物剥製等を取り入れた実物大のスケールを誇る動物の生態等の自然を主題とするジオラマが主体をなす。

一方我が国に於いては、自然系のみならず、人文系博物館が多数を占める事も相俟って、人文系博物館でも主流を成すと言っても

現代博物館再考

過言ではない展示装置である。

ここで考えねばならないことは、これからも博物館展示を代表する展示装置であるかどうかということである。

つまり、ジオラマのメッカと言われたアメリカを今日凌駕するとも言われる我が国のジオラマの展示特性は、先ずジオラマの必要三感と言われる材質感・遠近感・臨場感により創出されたその場面を垣間見たと言うような驚きと楽しみを以て見学者の視線を釘付けにし、更にその中に多量の情報を伝える事ができるものである。

つまり、楽しみながら、文字を媒体とせず見ることによって理解できると言った博物館展示の基本を踏襲する画期的な展示方法であった。

しかし、映像展示が登場するに至り、自然系ジオラマ、人文系ジオラマとともに再考せねばならない時期に到達しているものと考えられよう。

つまり、従来のジオラマと同程度あるいはそれ以上の情報量を、これもまたジオラマと同程度かむしろそれ以上に楽しませながら、伝達が可能である映像が出現した事に起因するものである。

例えば、アメリカの自然史博物館のジオラマの常套ともいえる動物生態ジオラマで、白クマが氷山の中でペンギン等と棲息していると言った如くの情報伝達は、今日の情報社会に於いて子供であっても白クマが北極及びその周辺の氷上で棲息していること等はジオラマに頼らなくとも知られていることである。

あるいは、白いクマの生態ではなく、白クマと称する動物本体を対象とするのであれば、動物園に行けば生きた白クマが見ることが可能であるし、博物館に於いても白クマの剥製標本は存在する。

生態に於いても、今日第1次映像である優秀な記録映像が数々あるわけであるから、伝達情報量は極めて映像の方が多量であること

は申すまでもない。

ジオラマの一場面では、白クマの泳ぎや捕食、子育て等々の多種の情報伝達は不可能であることと、更にスペースが映像を使用すればジオラマより遙かに小面積で済み、更なる展示を企画することもできよう。

つまり、自然生態ジオラマの持つ情報量は映像に比較してはるかに少量であることと、楽しみの点でも常識的となった動物生態の一場面より映像の方が優れていることは申すまでもなかろう。

一方、我が国特有とも言える人文系ジオラマについても同じことが言えよう。

映像の中でも特殊映像の一つであるマジックビジョンと比較すると、その伝達情報量は比較にならない程マジックビジョンの方が大量であって、更に楽しみの面でも十分な人寄せ効果を有しているところからも勝っているものと考えられる。

ジオラマとマジックビジョンの基本的差異は、静と動の違いである。

博物館展示に於いて、静よりも動の方が、展示効果が高いことは既に述べた通りである。

また、マジックビジョンは背景及び設置模型等を替えれば、同一場所で異なる場面あるいは事象の情報伝達も可能である。

例えば、最新館である1995年1月に開館した横浜市立歴史博物館のマジックビジョンは、背景部の回転により2面の異なる背面情景を有しており、二場面のストーリー展開が可能である。つまり、情報量が比較にならぬ程多いのである。

尚、ジオラマを完全に否定するものではなく、両者の融合展示装置等により、更に迫力のある展示が創作できるものと考える。

18. 構造展示と映像一映像機の設置場所一

ここで言う構造展示とは、博物館の展示室内への移築民家あるいは復元民家等の構築物

現代博物館再考

や所謂時代部屋等も含めたものを想定しているものである。

映像の設置場所と称したのは、つまり構造展示内に於ける映像場所であり、映像内容に合致した場所に映像機器を設置するというものである。あるいはまた、映像内容に応じた構造展示を設定すると言うものである。

この目的は、展示物である映像、中でもこの場合は第一次映像であると限定してよいであろう映像に、周りの雰囲気を加え、より臨場感を呈出させるためである。

この点は映像に限ったものではなく、いずれの展示資料に於いても必要とすることである。

例えば、アメリカのボストン美術館の展示は、日本コーナーであれば展示室内全体が和柱、障子等により、日本調に仕上げられた中で日本の歴史資料を展示する事により、日本文化の理解と雰囲気作りを行った優秀な展示と言えるものである。従って中国資料の展示室内は中国風に、韓国は韓国風にといった具合である。

このように、展示資料の性格等に関する演示を行う事が、本来の展示には必要であると思われるが、我が国の歴史系・美術系博物館ではあまり実践されてないようである。

例えば、屏風を展示する場合スチールと化粧合板を用いた壁画のケース内に、仮に六曲半双であっても六曲状ではなく完全に開き切って、ケースの背面に固定するといった展示をしばしば目にするが、例えば、壁ケース内の床面に骨が入れられており、更にケースの背面にも障子が施されているところへ、六曲屏風を直線に開いた状態ではなく、本来の屏風を立てる状態で展示した場合とは、両者の間には同じ展示資料であってもかなりの臨場感の違いが存在するのである。

臨場感と記したが、それは自然感であって落ち着くのである。むしろ、前者が奇妙なのだろう。

以上と同様な観点は、映像についても求められるものであると考える。

実践例としては、南足柄市郷土博物館で農家の構造展示があり、それも台所部分を中心とした部分構造展示である。そこには台所に関する資料が多数露出展示され、おのずと資料と資料の相互関係が生まれ、臨場感に富んだ展示となっている。

その中に台所であるから当然、カマドが設営されており、カマドの焚口内部に映像機が設置されており、これも基本的には奇妙であるのだが、台所に於ける炊事の様と周辺に設置された台所用品であるところの民俗資料を解説のかたちでなく、具体的な使用の様子を自然な映像で展示する事により見学者の理解度を深めているものである。

このカマドシアターは、本来構造展示の導線上からは見えない、死角に相当するカマドの焚口内への設置であるから、見学者が構造展示物の内部に入って、ハッと気がつけばこんなところに映像がといった奇をてらった設置であり、周辺の状況と映像内容が一体化することにより展示教育効果は高められているものと看取される設置状況である。

また、最新館の一つでもある愛媛県歴史文化博物館には、大師堂が構造展示されており、その内部は映像シアターとなっており、「四国遍路—ひとびとの願いと信仰—」と題する大師堂と関連する映像が展示され、両者が相互に関与し合い良好な展示結果を呈出しているものである。

以上のように、殊に第1次映像を使用する映像機の設置は、周辺展示と一体化するよう配慮すべきであり、更に映像機自体が露骨に目立たない工夫も必要であることは、科学館・理工館ならまだしも、歴史館・美術館・自然館といった博物館の展示資料類と全く異質なブラウン管等が併存し、同時に目に入ること自体に違和感すら感じられるためである。

現代博物館再考

19. おわりに

以上、博物館に関する再考せねばならないと考える点について、雑駁に記してきたが、中でも博物館の顔とも言える常設展示の改良、殊に映像展示の増加に伴う展示方法については、今日の社会趨勢と相俟った事が最大要因と看取されるが、この点も「博物館展示」の基本理念を再び見据える時期に到達している

ものと考えうる。

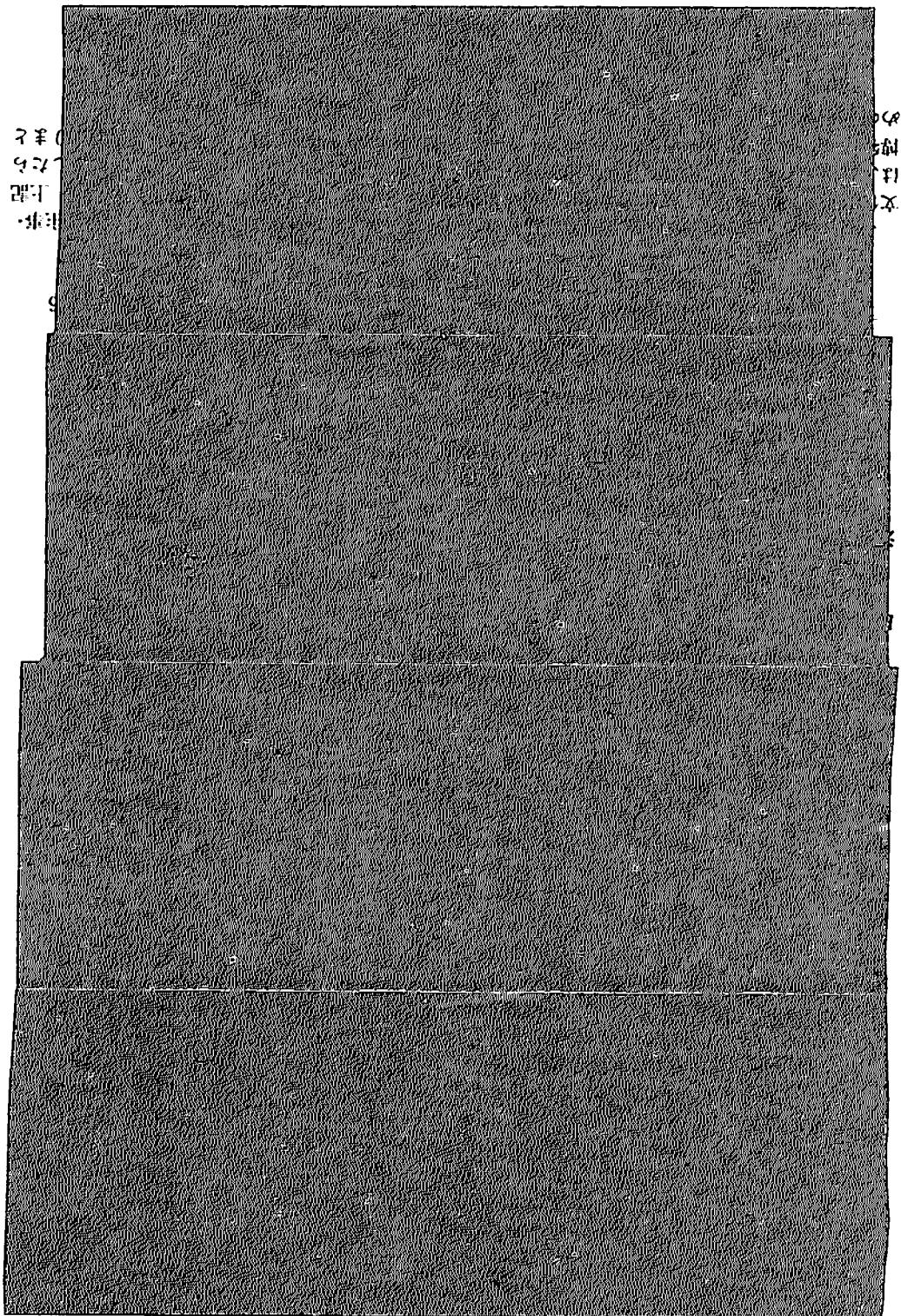
末筆ながら、本稿を記すにあたり常日頃より博物館学に関する諸々の疑問等に関し、御指導あるいは意見を頂戴致しております國學院大學教授加藤有次先生、同考古学資料館内川隆志氏をはじめとする方々に厚く御礼申し上げます。

註

- 註1 横山宏・小林文人他1972「社会教育法制研究資料XIV(博物館法成立過程関係資料)」日本社会教育学会社会教育法制研究会
註2 上田篤1989「博物館からミューズランドへ」学芸出版社
註3 加藤有次1977「博物館学序論」雄山閣
中川成夫1988「博物館学論考」雄山閣
大島清次1994「内部から見た日本の公立美術館」自費出版
註4 介田公裕・加藤有次1972「秋田県立総合博物館設立構想」秋田県
介田公裕1979「博物館学」東京学出版

- 註5 介田公裕1988「博物館の風景」六興出版
註6 下津谷達男1958「地方博物館に於ける教育活動展開の一試論」博物館研究8巻
註7 註4と同じ
註8 青木豊1987「現代博物館に於けるミュージアム・ショップの必要性に関する一考察」國學院大學博物館学紀要第13輯
註9 棚橋源太郎1950「博物館学概要」理想社
註10 鳩村元宏1994「神奈川県立博物館だより」VOL.27 No.3
註11 金山喜昭1982「博物館展示法の一考察」博物館雑誌第7巻第2号

(國學院大學講師)



博物館学講座要綱(平成6年度)

(I) 博物館学講座開講科目及び担当教員		(「博物館実習II・III」受講者)
A 必修科目		2) 見学及び日程
博物館概論	加藤有次教授	博物館実習III 第1回 北関東地方
資料収集保管法	下津谷達男講師	2月22日(火) 栃木県立博物館、壬生町立歴史民俗資料館、栃木県立しもつけ風土記の丘資料館、小山市立博物館
資料展示法	下津谷達男講師	2月23日(水) 佐野市郷土博物館、田山花袋記念館、東毛歴史資料館、笠懸野岩宿文化資料館
資料分類及び目録法	石川武久講師	2月24日(木) 群馬県立歴史博物館、高崎市観音塚考古資料館、榛東村耳飾り館
博物館学特殊講義	青木 豊講師	2月25日(金) 塩沢町立今泉博物館、十日町市博物館、新潟県立近代美術館
博物館教育活動法	加藤有次教授	第2回 中国地方
博物館実習 I	青木 豊講師	3月1日(火) 島根県立博物館、島根県立八雲市立風土記の丘資料館、和鋼博物館、玉湯町立出雲玉作資料館
博物館実習 II		3月2日(水) 出雲市立文化伝承館、益田市立雪舟の郷記念館
(昭和62年度以前入学者)加藤有次教授		3月3日(木) 萩市郷土博物館、吉田松陰歴史館
(昭和62年度以降入学者)石川武久教授		3月4日(金) 豊北町歴史民俗資料館、土井ヶ浜遺跡人類学ミュージアム
博物館実習 III		第3回 東北地方
(昭和62年度以降入学者)加藤有次教授他		8月2日(火) 稽古館、青森県立郷土館、浪岡町中世の館
博物館実習 IV		8月3日(水)
(昭和62年度以降入学者)加藤有次教授他		
教育原理 I・II	楠原 彰教授他	
社会教育概論	堀 恒一郎教授	
社会視聴覚教育	秋山隆志郎講師	
B 選択科目		
文化史		
日本文化史	千々和 到教授	
文化人類学	佐藤憲昭講師	
美術史		
美術史	島尾 新講師	
有職故実	二木謙一教授他	
考古学		
考古学概論	永峯光一教授他	
考古学特殊講義	西本豊弘講師他	
民俗学		
日本民俗学	小川直之講師	
(II) 「博物館実習 II (昭和62年度以前入学者)・III (昭和62年度以降入学者)」地方博物館実地見学指導		
1) 目的		
地域博物館における館の運営・資料の収集・保管・学術研究及び展示等教育普及に関する実務を見学する。		

博物館学講座要綱(平成 6 年度)

石川啄木記念館、岩手県立博物館、 盛岡市先人記念館、盛岡市都南歴 史民俗資料館	歴史民俗資料館
8月 4 日 (木) 宮沢賢治記念館、日本現代詩歌文 化館、北上市立鬼の館	8月 5 日 (金) 広尾町海洋水族科学館、広尾町 海洋博物館・海の館、忠類ナウマ ン象記念館
8月 5 日 (金) 遠野市立博物館、とおの昔話村、 伝承園、北上市立博物館、みちの く民俗村	8月 6 日 (土) 上士幌町ひがし大雪博物館、糠平 電力館、帶広百年記念館、ビート 資料館
第 4 回 北海道道東地方 8月 4 日 (木) 釧路市立博物館、釧路市青少年科 学館、釧路市湿原展望台、本別町	8月 7 日 (日) 厚岸町海事記念館、厚岸町郷土館、 北海道大学理学部厚岸臨海実験所 附属博物館、北海道大学理学部厚 岸臨海実験所附属水族館

博物館学講座要綱(平成6年度)

	授業科目	担当者	単位数	2年次	3年次	4年次	備考
※必修科目27単位(62年度以前は19単位)	博物館概論	加藤有次教授	2	前			
	資料収集保管法	下津谷達男講師	2	前			
	資料分類及び目録法	石田武久講師	2	前			
	資料展示法	下津谷達男講師	2	後			
	博物館学特殊講義	青木 豊講師	2	前			
	博物館教育活動法	加藤有次教授	2	後			
	博物館実習 I	青木 豊講師	3	後			
	博物館実習 II	石田武久講師		後			
	博物館実習 III	加藤有次教授他			※		地方実地見学
	博物館実習 IV	加藤有次教授			通年	62年度以前の入学者	
	教育原理 I・II	楠原 彰教授他	4	通年			教職科目と共に
選択科目2科目8単位	社会教育概論	堀 恒一郎教授	4		通年		社会教育主事科目と共に
	社会視聴覚教育	秋山隆志郎講師	4		通年		
	文化史						文学部専門科目と共に
	日本文化史	千々和 到教授	4			通年	
	文化人類学	佐藤憲昭講師	4		通年		
	美術史						
	美術史	島尾 新講師他	4		通年		
	有職故実	二木謙一教授他	4		通年		
選択科目2科目8単位	考古学						
	考古学概論	永峯光一教授他	4	通年			
	考古学特殊講義	西本豊弘講師他	4		通年		
	民俗学						
	日本民俗学	小川直之講師他	4			通年	

博物館学講座要綱(平成6年度)

樋口博士記念賞

樋口清之博士の学績を記念するため、博士の寄贈による金員の果実をもって、本学の学部及び大学院の在学生、卒業生、修了者ならびに本学関係の教職員の考古学、博物館学に関する優秀な研究業績をあげた者に毎年授賞することになった。これまでの受賞者は次の通りである。

昭和54年度 受賞者 神宮山序勤務 矢野憲一

『蚊の世界』『ぼくは小さなサメ博士』『蚊（もとの人間の文化史）』を著し、蚊と人間生活のかかわりを考え、蚊の知識普及につとめ、神宮農業館資料を中心として、民俗学的、魚類学的等、多角的な視野にたったユニークな業績をあげ、博物館活動の一環としての教育普及活動を実践した。

受賞者 福岡県立古賀養護学校教諭 石井忠

玄海沿岸の漂着物を多角的に調査し、「漂着物の博物誌」を公刊。わが国における漂着文化の問題を考える上で重要な意義があり、とくに具体的に実証したのが大きく評価され、文章も流麗で一般性がある。

昭和55年度 受賞者 奈良国立文化財研究所考古第二調査室長 森郁夫

古代における瓦の研究を専攻とし、とくに「奈良国立文化財研究所基礎資料（瓦編3・5・6）」は平城宮跡出土の古瓦を体系的に分類して編年基準を設定し、全国の奈良時代瓦研究の基礎を築いた。また日本の歴史考古学に関する多くの論文を著わし、中でも「瓦のロマン—時代からのメッセージ」の著書は、多くの資料を駆使し、瓦についての高度な知識を平易に解説したすぐれた啓蒙書であるばかりでなく、随所に最近の研究成果がもりこまれており、専門家にも裨益するところが大きい。

昭和56年度 受賞者 根室印刷社長 北構保男

本学卒業以来一貫して、主として北海道考古学の研究に従事しながら、さらに広く千島列島・樺太からシベリア大陸、北太平洋周辺地域一帯の民族史料の調査を実施され、多くの著作論文を著わしている。このたびの「千島・シベリア探検史」は、ロシア帝国のシベリア開発に関する基本的な史料として価値の高いG・F・ミュラーの「ロシア史集成」第三巻の完訳であり、併せて日本北方地域の民族誌について、要領よく解説されている。特に該地域が現在の北方領土問題とも深く関係する点を意識において、単なる歴史研究上の事件を超えた現代史的意義をも見出さそうとしているところさえ窺われる。

昭和57年度 受賞者 奈良国立博物館文部技官 前島己基

著書「郷土考古学ノート—出雲・石見・隱岐」は、島根県教育委員会在職中に從事した遺跡・遺物の調査研究の成果に基づき、出雲・石見・隱岐の古代文化を先土器時代から中世まで、通史的にまとめたものである。これらの地方は紀紀をはじめ、出雲國風土記にみえる有力な所だけに、古来個性のある文化が発達した。本書はこうした古典の世界を考古学的な立場から解明するとともに、平易な文章で記述し、啓蒙的役割をも果たしている。

受賞者 川崎市立産業文化会館学芸課学芸員 三輪修三

著書「東海道川崎宿」は、川崎市域における歴史と文化に関する研究とその普及活動の成果を背景に、川崎における宿駅と渡船の両機能を持った川崎宿の実像を探求する目的で著わしたもの。その特徴は博物館としての展示に必要な物質文化を媒体とするため、市域内の道標・庚申塔などの石造物に注目して調査、また地域史研究に重要な文献を精査、更に川崎宿の本陣職・名主役・問屋役を兼帶した田中丘陽の名著「民間省要」や、宿役人を勤めた森家の文書などを駆使し、慎重に史実考証を進めている所にある。本書は地域史に止まらず、日本近世交通史研究に多大な成果を与えた。

受賞者 家事評論家 小菅桂子

長年に亘り日本人の食物・生活文化の研究に携り、この度「にっぽん洋食物語」を著され、いわゆる洋食が、日本の食生活・風俗習慣の中で変化・融合してきた過程を、女性ならではの

博物館学講座要綱(平成 6 年度)

- 細やかさで実証した。
- 昭和59年度**
受賞者 國學院大學考古学資料館学芸員 青木 豊
著書『博物館技術学』は博物館学の「技術」の面でのわが国の大系化への試みで、従来発掘調査をしても“もの”的移築や博物館資料としての活用が不可能なものが多く、そのものの価値はあっても活用に供することを不可とし、単なる記録保存のみにとどまっていたが、それらの“もの”に対してその活用を可能にした研究成果である。
- 昭和60年度**
受賞者 国立民族学博物館助教授 小山 修三
著書『縄文時代—コンピュータ考古学による復元』はアメリカ考古学の方法およびオーストラリア・アボリジニの民族調査等の実績に基づき、縄文時代の人口算出や食料事情などについて新しい解釈を提示、学会の注目を集めた研究成果を踏まえて新しい縄文文化論を展開し、考古学の魅力を良く伝えている。
- 昭和60年度**
受賞者 釧路市立博物館長 澤 四郎
永年にわたって釧路市立博物館を中心に北海道地方の博物館活動としての学術研究とその教育的啓蒙に尽力し、「釧路市立博物館50年の歩みと新館建設」と示されている通り21世紀へ向けての地域博物館の指針を示した。
- 受賞者 秋田県教育委員会文化課学芸主事 富樫 泰時
永年に亘って東北地方の縄文文化の研究に従事して、数多くの優れた論文著作によって学界に裨益するところ大なるものがあり、かつ著書『日本の古代遺跡 秋田』は、該地方の考古学的知識の啓蒙普及に貢献した。
- 昭和61年度**
受賞者 名久井 芳枝
著書『実測図のすすめ—モノから学術資料へ—』は考古学と民俗学がモノを対象として歴史を構成するという視点に立脚して、モノを科学する基礎的な方法論の確立を指向し、土中に埋没する遺物とその伝統文化、技術を継承する民具とを連続的に研究対象とする理論を示し、「地上考古学」や「民俗考古学」とも一脈を通ずる先駆性を有していることが高く評価される。
- 昭和61年度**
受賞者 千葉大学附属図書館 植名 仙卓
著書『モースの発掘』は、大森貝塚を発掘し、近代科学としての日本考古学の基礎を築いた E・S・モースの業績に対する従米の評価のみにとどまらず、さらにモースの多方面の活動が日本における博物館の発達を促し、あるいは文化財保護の理念の普及にも大いに預って力のあったことを明らかにするなど、重要かつ斬新な視点に注目すべきものがあった。
- 昭和63年度**
受賞者 長野県松本筑摩高等学校教諭 桐原 健
著書『縄文のムラと習俗』は、縄文時代における多くの事象を、考古学から見た「モノ」あるいは「コト」とするよりも、むしろ民俗学の素養から導き出されてテーマとして取り上げ、単なる「モノ」や「コト」の考察に止まらない論考によって構成されることが、高く評価される。この論著によって、考古学と民俗学の提携に関するある部分は、方法論的に通過できたとしても過言ではないであろう。しかも、章節には現在考古学で注視されている問題点を多く含み、その意味では、本書が考古学研究の先端性を併せ持っていることとして、世評を一層高めるに違いない。
- 平成2年度**
受賞者 西宮神社権宮司 吉井 貞俊
著書『えびす信仰とその風土』は、えびす神関係年中行事表の作成及びえびす神の神影像の集成等の結果とともに、えびす信仰の分布を全国的な視野に立脚しながら分析し、えびす信仰の変遷と伝播を克明に明記したものである。またえびす信仰の全国的な分布に関係深いとされる百太夫祭配分布と東西日本の信仰形態を対比した論究や、さらに古地図の復元・模写を利用しながら民俗学的、地理学的見地から歴史的にえびす信仰の繁栄した西宮とその西宮神社の風土論を展開するなど、えびす信仰の研究に新風を注いだ卓見と言えるだろう。
- 平成3年度**
受賞者 文化庁美術工芸課文部技官 原田 昌幸
著書『燃糸文系土器様式』は、土器型式編年の分野における様式論を主軸とした研究手法によって、燃糸文系土器を説き明かしたものである。

博物館学講座要綱(平成6年度)

先ず、燃糸文系土器研究の足跡をたどった後、同様式土器の五段階の変遷をまとめる。各段階ごとに器形、文様帯構成、文様要素を明らかにした上で、分布と地域性とを抽出していく。その結果、様式圏は東京湾を中心とした遺跡分布を示しながら、関東平野一円に展開するが、各型式には核地域が認識できるとする。しかも型式相互の関係をみると、隣接する核地域間においては直接嵌入されているだけでなく、型式表象の融合、折衷現象に型式ごとの特色がみられることが指摘される。そして、土器以外の文化事象にも目を向け、それぞれの様相を示して、早期の世界を描き出していくのである。

本書においてはじめて全体像が明らかにされた燃糸文系土器様式について展開される論調は、新進気鋭の意氣がみなぎっており、高く評価される。

土師器壺

埼玉県東松山市大岡雷電山古墳出土 4世紀

器高23.3cm 口径19.0cm

口縁部は複合口縁状を呈し、頸部上位で「く」字状に強く屈曲する。胴部の最大径は中央にあり、張りの強い球状形態を呈する。底部には中心をやや外して直径3cm程の小孔が穿たれる。胴部全面斜方向のハケ目調整で、胴部中央やや下部には列点状に工具の一端を利用した橢円形を呈する押圧文を一周させる。肩部には櫛歯状工具による鋸歯文を2段に施し、その間隙を縫うように数条の浅い沈線が施される。

また、口縁内側には同心円状に赤彩がなされ、鋸歯文帶上、胴下半にも全面に朱と思われる赤色顔料の残存が観察される。

(國學院大學考古学資料館所蔵)

(内川隆志記)

國學院大學

博物館學紀要 第19輯

発行日 平成7年3月31日

発行所 東京都渋谷区東4-10-28

電話(03)5466-0251

國學院大學博物館学研究室

編集兼代表者 加藤有次

印刷 國學院大學印刷室

Bulletin of Museology, Kokugakuin University

HAKUBUTSUKANGAKU-KIYO

1994, No.19

CONTENTS

Foreword	Yuji KATO
The Changes of Local Education II	Takashi UCHIKAWA..... 1
Museums and Historical Parks of Thailand	Seiji KOBAYASHI.....11
A reconsideration of the Modern Museum	Yutaka AOKI27

The Museum Study Room

KOKUGAKUIN UNIVERSITY

Shibuya, Tokyo, Japan